

平成 29 年度 第 1 回 霧島市行政改革推進委員会

◇日 時：平成 29 年 5 月 8 日（月）
午後 2 時 00 分～

◇場 所：霧島市役所本庁舎別館
会議室 2-3（別館 2 階）

<会次第>

1 開会

2 部長あいさつ

3 委員の委嘱について（自己紹介）

4 委員長選出（委員長あいさつ）

5 議事

- (1) 霧島市行政改革推進委員会の役割等について
- (2) 霧島市行政改革大綱について
- (3) 霧島市集中改革プランについて
- (4) 外部評価について
- (5) 霧島市行政改革の今後のスケジュール等について
- (6) その他

6 その他

7 閉会

【資料一覧】

- 資料 1 霧島市行政改革推進委員会設置規則
- 資料 2 霧島市行政改革推進委員会委員名簿
- 資料 3 霧島市行政改革推進委員会について
- 資料 4 行政改革大綱等の策定背景及び位置付け
- 資料 5 行政改革大綱（第 3 次）等の策定方針等について
- 資料 6 霧島市行政改革大綱・集中改革プラン（第 2 次/改定版）の概要について
- 資料 7 外部評価
- 資料 8 平成 29 年度 事務事業振返りシート
- 資料 9 スケジュール（仮）

<事前配布資料> 行政改革大綱・集中改革プラン・定員適正化計画（第 2 次/改定版）

○霧島市行政改革推進委員会設置規則

平成17年11月7日

規則第23号

改正 平成17年12月28日規則第240号

平成19年1月4日規則第1号

平成19年3月31日規則第21号

平成24年4月1日規則第12号

平成29年3月31日規則第23号

(設置)

第1条 霧島市行政改革を着実に推進するため、住民の代表者からなる霧島市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政改革最高責任者の求めに応じ、行政改革の推進に関する、調査、研究及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、市政について優れた見識を有する者及び公募に応じた者(以下「公募委員」という。)のうちから市長が委嘱する。

3 公募委員数が、委員総数の10分の2未満とならないように努める。

4 公募委員に関する事項については、これを別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

2 委員は、再委嘱されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成17年12月28日規則第240号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月4日規則第1号)

この規則は、平成19年1月4日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第23号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

霧島市行政改革推進委員会委員名簿

【任期：平成29年5月8日～平成30年3月31日】

番号	氏名	所属等
1	やまお かずひろ 山尾 和廣	学校法人都築教育学園 第一工業大学
2	つかざき かおり 塚崎 香織	独立行政法人 国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校
3	ひがし あきら 東 彰	鹿児島県教職員組合始良・伊佐地区支部
4	みやもと じゅんこ 宮本 順子	霧島市教育委員会
5	ふじさき かずひこ 藤崎 和彦	株式会社鹿児島銀行 国分支店
6	いけだ まゆみ 池田 まゆみ	霧島市地区自治公民館 上小川地区自治公民館
7	よしみつ しんいち 吉満 伸一	公募
8	さかい かずとし 酒井 一俊	公募

霧島市行政改革推進委員会について

平成 29 年 5 月 現在

1. 根拠法令等

霧島市行政改革推進委員会設置規則

2. 設置目的及び業務

霧島市行政改革を着実に推進するため、住民の代表者からなる霧島市行政改革推進委員会を設置しています。

本委員会は、行政改革最高責任者（市長）の求めに応じ、行政改革の推進に関する調査、研究及び提言を行うことを業務としています。

3. 委員会の構成

- (1) 学識経験者、(2) 商工業関係、(3) 労働関係団体、(4) 市民団体
(5) 住民代表、(6) 公募、(7) その他 計 10 名以内

4. 委員の任期

- (1) 委員の任期は 2 年以内

ただし、各団体等の職をもって委員になっている方の任期は、その職に在る期間となります。

- (2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

5. 報償費等

本委員会の出席に対して、市の関係規定等に基づき報償費等（出会手当及び交通費）を支払います。

6. 開催実績

第 1 期（平成 18 年 3 月 2 日～平成 20 年 2 月 29 日）

第 2 期（平成 20 年 7 月 16 日～平成 22 年 3 月 31 日）

第 3 期（平成 22 年 7 月 22 日～平成 24 年 3 月 31 日）

第 4 期（平成 24 年 7 月 26 日～平成 26 年 3 月 31 日）

第 5 期（平成 26 年 8 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日）

第 6 期（平成 29 年 5 月 8 日～平成 30 年 3 月 31 日）

年 度	開催回数	年 度	開催回数
平成 17 年度	1 回	平成 18 年度	5 回
平成 19 年度	1 回	平成 20 年度	5 回
平成 21 年度	1 回	平成 22 年度	3 回
平成 23 年度	1 回	平成 24 年度	1 回
平成 25 年度	1 回	平成 26 年度	2 回
平成 27 年度	1 回	平成 28 年度	0 回

行政改革推進委員会における主な協議事項等について

主な協議事項

- 霧島市行政改革の現況等について
- 行政改革大綱について
- 集中改革プランについて
- 経営健全化（財政状況等）について

行政改革大綱等の策定背景及び位置付け 1

背景

行政改革大綱については、平成17年3月、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」等に基づき、各自治体が行政改革に積極的に取り組む中で、集中改革プランと併せて全国的に制定されてきたところ。

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」**主な内容は、**

行政組織運営全般について、PDCAサイクルに基づき、不断の点検を行いつつ、本指針を踏まえ、新たに又は従来のもを見直した行政改革大綱を策定すること。

主な項目は、

- ・事務・事業の再編・整理
- ・民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- ・定員管理の適正化
- ・手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ・経費節減等の財政効果 など

その後、

国は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」策定後に制定した「行政改革推進法」等や、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」を受け、これらを参考に、各地方公共団体において、一層の行政改革の推進に努めるよう「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定（平成18年8月）。

背景

本市においても

平成18年11月に「霧島市行政改革大綱(第1次)」を策定し、翌年2月に「霧島市集中改革プラン(第1次)」を策定。

その後、

平成23年3月に「同大綱(第2次)」、「同プラン(第2次)」を策定し、平成26年10月にはこれらの終期を本市の最上位計画である「霧島市総合計画」と合わせるため等の改定を行い、それぞれ「同大綱(第2次/改定版)」、「同プラン(第2次/改定版)」を策定。

●主な役割(行政改革大綱・集中改革プラン)

市が行政経営を行っていく上で、実施すべき役割を項目ごとに整理し、それぞれに目標値を設定することで、その状況や情報等を経営陣が共有するとともに、効果的・効率的な施策を講じることができる。

また、行政経営について、不断の見直しを一層進めることによって、将来にわたり持続可能な健全財政の確立に資することができる。

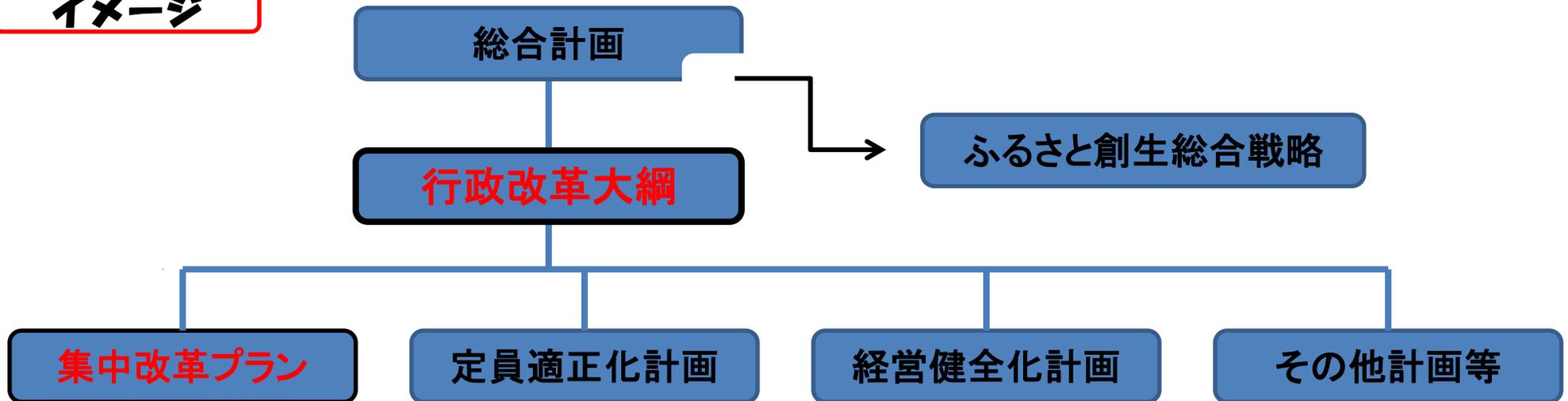
位置付け

行政改革大綱は、平成29年度中に策定される本市の将来ビジョンを示した第2次霧島市総合計画を実現するため、欠くことのできない主要計画の一つです。

また、行政改革大綱は、行政運営に係る基本方針を定めたものであり、この下に、霧島市集中改革プランのほかに、定員適正化計画や経営健全化計画など各分野別の具体的な実行計画が策定され、それらの計画に沿って業務を進めることとなります。

つまり、大綱は、市が行政経営を行っていく上で様々な改革・改善を実施していく際に、個々の具体的な取組の拠りどころ・指針となります。

イメージ



行政改革大綱（第3次）等の策定方針等について

1. 策定の趣旨

本市は、これまで、平成18年度以降、2次にわたり行政改革大綱を策定し、時代に即応した組織機構の整備や適正な定員管理の推進、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革など、社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応しながら、効果的で効率的な行政運営に努めてきた。

本市の財政状況は、歳入面では、合併算定替終了に伴う地方交付税の大幅な減額が見込まれる一方、歳出面では社会保障関係の義務的経費や将来を見据えた都市基盤整備、さらには、本市を取り巻く喫緊の課題に対応するため、平成29年度策定予定の「第2次霧島市総合計画」、「霧島市ふるさと創生総合戦略」など今後のまちづくりの根幹となる計画に基づいた具体的取組が求められている状況にある。

これらに適切に対応していくためには、徹底した事務事業の振返り・見直しを行うなど、健全財政の維持に努めるとともに、行政能力の向上を図る必要がある。

このようなことから、「霧島市行政改革大綱（第2次/改定版）」の基本方針を継承しつつ、地域中核都市として、質の高い市民サービスを提供し自立性の高いまちを維持するため、今後の行政改革の指針となる新たな行政改革大綱及び集中改革プランを策定するものである。

2. 策定にあたって

(1) 策定の進め方

市政について優れた見識を有する住民の代表者からなる行政改革推進委員会からの助言・提言等を参考とし、パブリックコメント手続きを経て、副市長、教育長、各部長等で構成する行政改革推進本部で大綱等を策定する。

(2) 基本的な策定方針

前大綱の基本方針を継承しつつ、社会情勢の変化や財政状況など本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的に検討していく。

3. 新行革大綱及び集中改革プランの策定等

- (1) 内 容：行政運営の基本方針となる新たな行政改革大綱を策定するとともに、同大綱の基本方針を実行するため、集中的に取り組むべき事項を掲げた集中改革プランを策定する。
- (2) 計画期間：平成 30 年度～34 年度までの 5 年間（前大綱は 23 年度～29 年度）
 ※第 2 次霧島市総合計画の期間に合わせる。
- (3) 策定時期：平成 29 年 12 月頃
 ※第 2 次霧島市総合計画と整合を図る必要がある。

4. 策定・推進体制

○行政改革推進本部・推進委員会

	推進本部（庁内）	推進委員会（庁外）
構成	副市長（正副本部長）、教育長、各部長等	委員 8 名
所掌事項	(1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。 (2) 行政改革大綱の進捗状況の把握及び実施促進のための指導 (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。	(1) 行政改革大綱（案）等に対して助言等を行うこと。 (2) 行政評価の実施に関すること。 (3) その他行政改革の推進について助言等を行うこと。
29 年度の具体的な取組み	(1) 28、29 年度の集中改革プランの進行管理 (2) 新大綱及び集中改革プランの策定	(1) 28、29 年度の集中改革プランの進行管理(助言) (2) 新大綱（案）等に対する助言等 (3) 行政評価の実施

5. 平成 29 年度霧島市行政改革推進委員会のスケジュール

- ・平成 29 年 5 月 8 日 第 1 回霧島市行政改革推進委員会
- ・平成 29 年 7 月中旬 第 2 回霧島市行政改革推進委員会
- ・平成 29 年 8 月中旬 第 3 回霧島市行政改革推進委員会
- ・平成 29 年 11 月上旬 第 4 回霧島市行政改革推進委員会

霧島市行政改革大綱・集中 改革プラン(第2次/改定版) の概要について

平成29年5月8日
霧島市企画政策課

霧島市行政改革大綱 (第2次/改定版)

国における行政改革の動き

- 平成12年 橋本内閣 「**行政改革大綱**」が閣議決定
 - Ⅱ 地方分権の推進
 - ・市町村合併の推進、国と地方の役割分担、地方行革など

- 平成17年 小泉内閣 「**地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針**」策定
 - ・「行政改革大綱」と「集中改革プラン」⇒目標の数値化
 - ・事務事業の再編整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化など

- 平成18年 小泉内閣 「**簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)**」成立
 - ・国及び地方公共団体は行政改革を推進する責務を有する。

〈参考〉

「聖域なき構造改革」「骨太の方針」「三位一体の改革」

I 行政改革大綱(第2次/改定版)の策定にあたって 〈P1〉

■ 計画策定の背景

○ 社会構造の変化

少子高齢化に伴う人口減

○ 行政需要の多様化

○ 財源確保の困難さ

■ 平成18年11月「霧島市行政改革大綱」策定

計画期間 平成18年度～平成23年度(概ね5か年)

■ 平成23年3月「霧島市行政改革大綱(第2次)」策定

○ 「霧島市行政改革大綱」の基本方針を継承

■ 平成26年10月「霧島市行政改革大綱(第2次/改定版)」策定

○ 「霧島市行政改革大綱(第2次)」の基本方針を継承

Ⅱ 計画期間 〈P2〉

本大綱の計画期間は、平成23年度から平成29年度までの7年間とします(2年間延長)。

Ⅲ 行政改革の基本方針 〈P2〉

- 1 市の担うべき役割の重点化
- 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構
- 3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

IV 取組項目 〈P3、4、5〉

1 市の担うべき役割の重点化

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

- ・行政評価による事務事業の見直し、窓口業務等の充実

(2) 民間委託等の推進

- ・指定管理者制度の推進、PFI手法活用の検討、民営化等の検討

(3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化

- ・霧島市立医師会医療センター改革プランの推進、霧島市水道事業経営健全化計画の推進、霧島市土地開発公社の解散

(4) 地域協働の推進

- ・行政情報の積極的な提供、広聴体制の充実、NPO等市民団体への積極的な活動支援

(5) 公正の確保と透明性の向上

- ・広報誌・ホームページを活用した積極的な情報の提供、霧島市情報公開条例に基づいた情報公開の徹底、霧島市個人情報保護条例に基づいた個人情報保護の徹底・パブリックコメント制度の活用

IV 取組項目 〈P3、6、7〉

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

(1) 効果的で効率的な組織・機構の構築

- ・霧島市総合計画の施策体系に対応した組織の構築、あらゆる組織形態の検証、霧島市組織機構再編計画の推進

(2) 定員管理及び給与の適正化等

- ・霧島市定員適正化計画に基づいた職員の採用、適正な職員配置、臨時職員の適正配置、国家公務員の給与制度等に準じた適正な運用、地方公務員法改正に伴う人事評価制度の推進、福利厚生事業の点検・見直し、給与等の状況の公表

(3) 人材育成の推進

- ・霧島市人材育成計画の推進、職員の能力を高めるための研修の充実

(4) 電子自治体の推進

- ・ホームページを活用した情報提供

IV 取組項目 〈P3、8、9〉

3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

(1) 歳入確保への積極的な取組

- ・自主財源の確保(市税・保育料・住宅使用料等の収納率の向上)、使用料・手数料等の定期的な見直しによる受益者負担の適正化、未利用財産の処分、有効活用等

(2) 歳出削減への積極的な取組

- ・経費全般にわたる節減・合理化と予算の適正な執行、市単独補助金等の見直し

(3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組

- ・霧島市経営健全化計画の推進、政策体系に基づいた枠予算配分の実施

VI 推進体制及び進行管理等 <P10>

1 推進体制

行政改革を実効性のあるものとするため、**市長の強力なリーダーシップのもと**、職員一人一人が改革の必要性和改革におけるそれぞれの役割を十分に認識し、市民志向、成果志向等の意識を常に持つとともに、責任をもって改革に取り組むこととします。

2 集中改革プランの策定

本大綱を実現するための具体的な取組については、大綱を基に策定する「**霧島市集中改革プラン**」により、積極的に推進していきます。

3 進行管理

本大綱の進行管理は、市民の視点と意見を取り入れたPlan(計画)－Do(実施)－Check(検証)－Action(改善)のマネジメントサイクルに基づき、その具体的取組である「霧島市集中改革プラン」と併せて、**副市長を本部長とする霧島市行政改革推進本部**で行います。

また、進捗状況については、**学識経験者や市民で構成される霧島市行政改革推進委員会に報告し**、そこでの意見等も参考にして、より実行性を高めていくこととします。なお、改革の結果については、ホームページ等を活用し広く市民に公表することとします。

霧島市集中改革プラン (第2次/改定版)

I 集中改革プランの基本的事項

1. 策定の目的 〈P1〉

霧島市集中改革プラン(以下、「本プラン」という。)は、『霧島市行政改革大綱(以下、「大綱」という。)]の基本方針を実行するため、集中的に取り組むべき事項を、具体的な目標、計画を掲げ、市民の皆様に分かりやすい形で表したものです。

本プランは、簡素な組織による効率的な行政経営により、市民の皆様に質の高い行政サービスを提供することを目的に策定するものです。

〔大綱に基づく本プラン以外の主な計画〕

- ・霧島市定員適正化計画
- ・霧島市組織機構再編計画
- ・霧島市人材育成計画
- ・霧島市経営健全化計画
- 等

2. 計画期間 〈P1〉

本プランの計画期間は、大綱の計画期間とあわせて、平成23年度～平成29年度までの7年間とします(2年間延長)。

I 集中改革プランの基本的事項

3. 掲載項目 〈P1〉

本プランの取組項目は、次の要件を基準に掲載しています。

・通常業務としての取組や現状維持の意味合いのもの等は除外し、**改革改善に向けて計画的・集中的に取り組むべき項目**

・年度毎に進行管理、目標達成度の検証が行える項目

ただし、本プランに掲載することによって、成果の向上がより見込まれる取組などについては、上記要件にかかわらず掲載しています。

I 集中改革プランの基本的事項

4. 進行管理 〈P2〉

本プランは、市民等の代表で構成される霧島市行政改革推進委員会等に進捗状況や達成状況等を報告し、それに対して出された意見を尊重しながら、行政改革最高責任者(霧島市長)の下に設置された霧島市行政改革推進本部(本部長:副市長)が進行管理を行います。

また、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化に的確に対応するため、毎年、ローリング(見直し)を行います。

5. 公表 〈P2〉

改革の進捗状況や結果については、ホームページを活用して広く市民の皆様に公表します。

■ 集中改革プランの進捗状況

▶ 平成28年12月現在

	検討	検討→実施	実施	達成・終了	計
項目数	8	9	16	51	84

霧島市行政改革推進委員会 【外部評価】

平成29年5月8日（月）

企画部 企画政策課

平成29年度 霧島行政改革推進委員会における外部評価

1.霧島市行政改革推進委員会の役割

霧島市行政改革推進委員会設置規則

第1条 霧島市行政改革を着実に推進するため、住民の代表者からなる霧島市行政改革推進委員会を置く。

第2条 委員会は、行政改革最高責任者の求めに応じ、行政改革の推進に関する、調査、研究及び提言を行う。

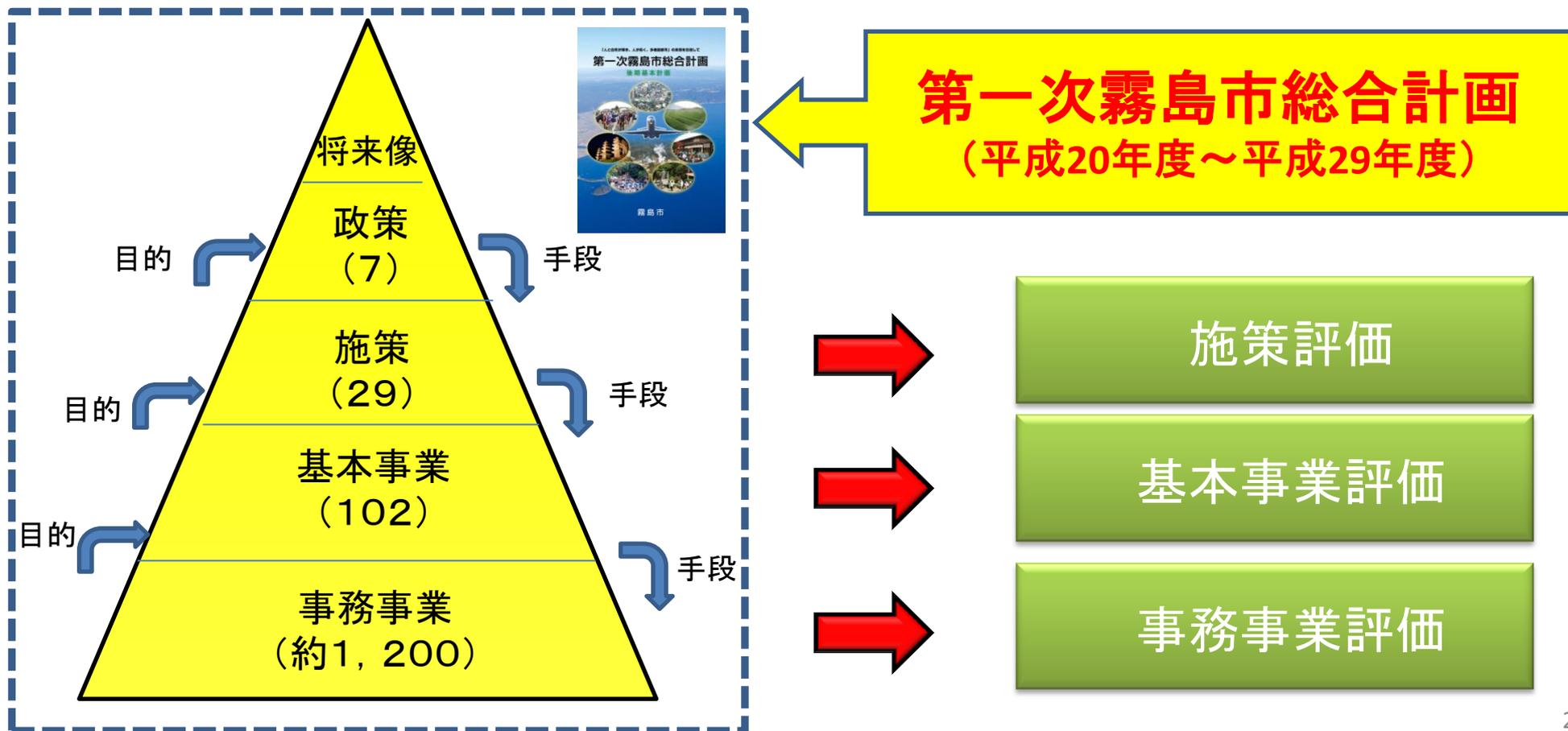


行政改革を推進する一つの手法=行政評価

2.行政評価

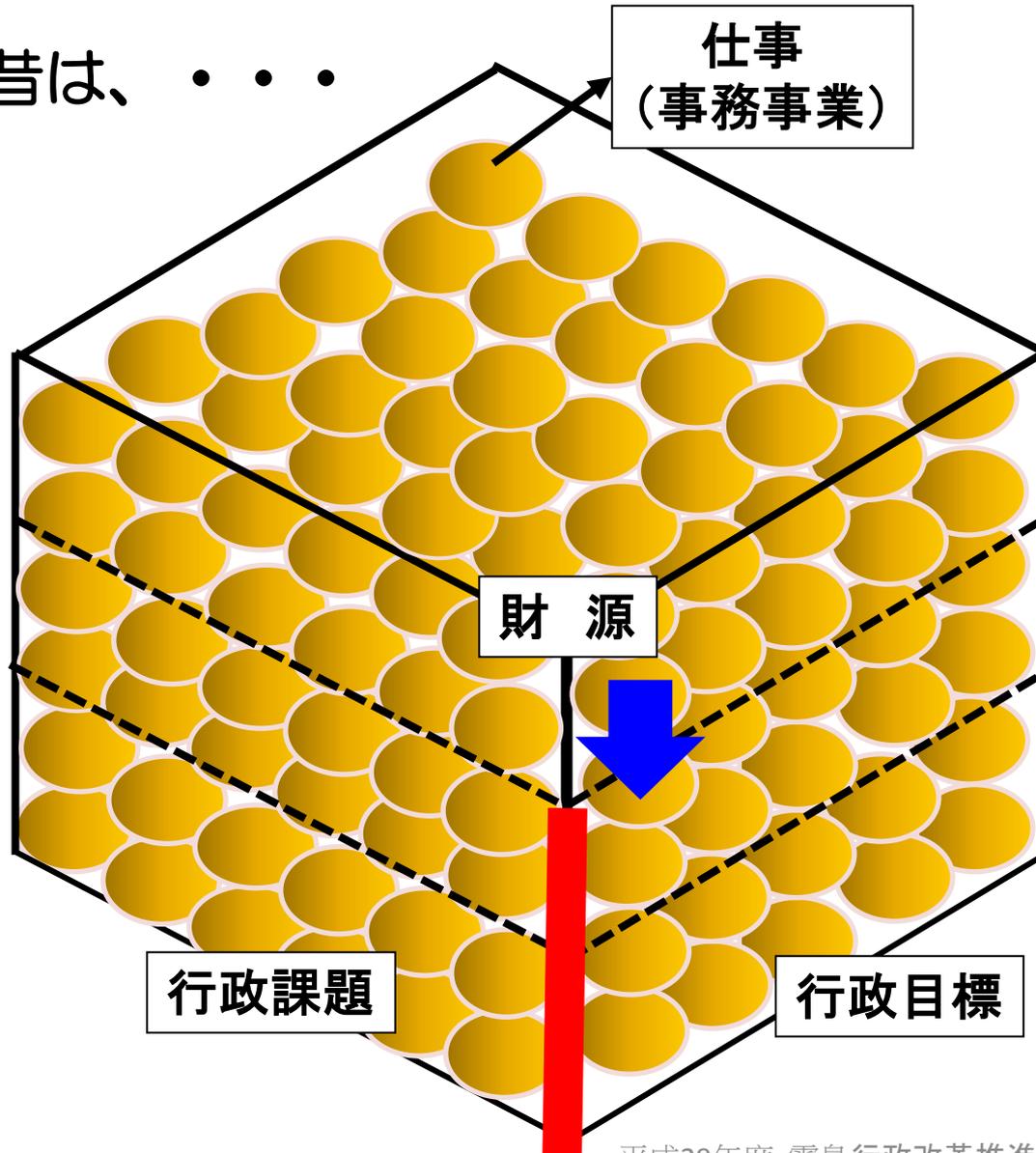
霧島市の行政評価

限られた財源を有効に活用するために、施策や事務事業についてその目的や目標に対して取り組んだ結果や効果等を分析し、客観的な検証を行うこと

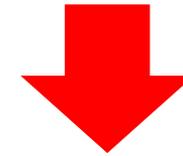


3.行政評価導入の目的 <選択と集中 1>

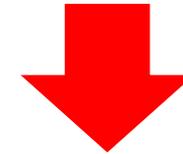
昔は、・・・



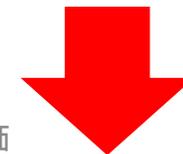
様々な行政課題を解決できるだけの財源（お金）を確保することができた



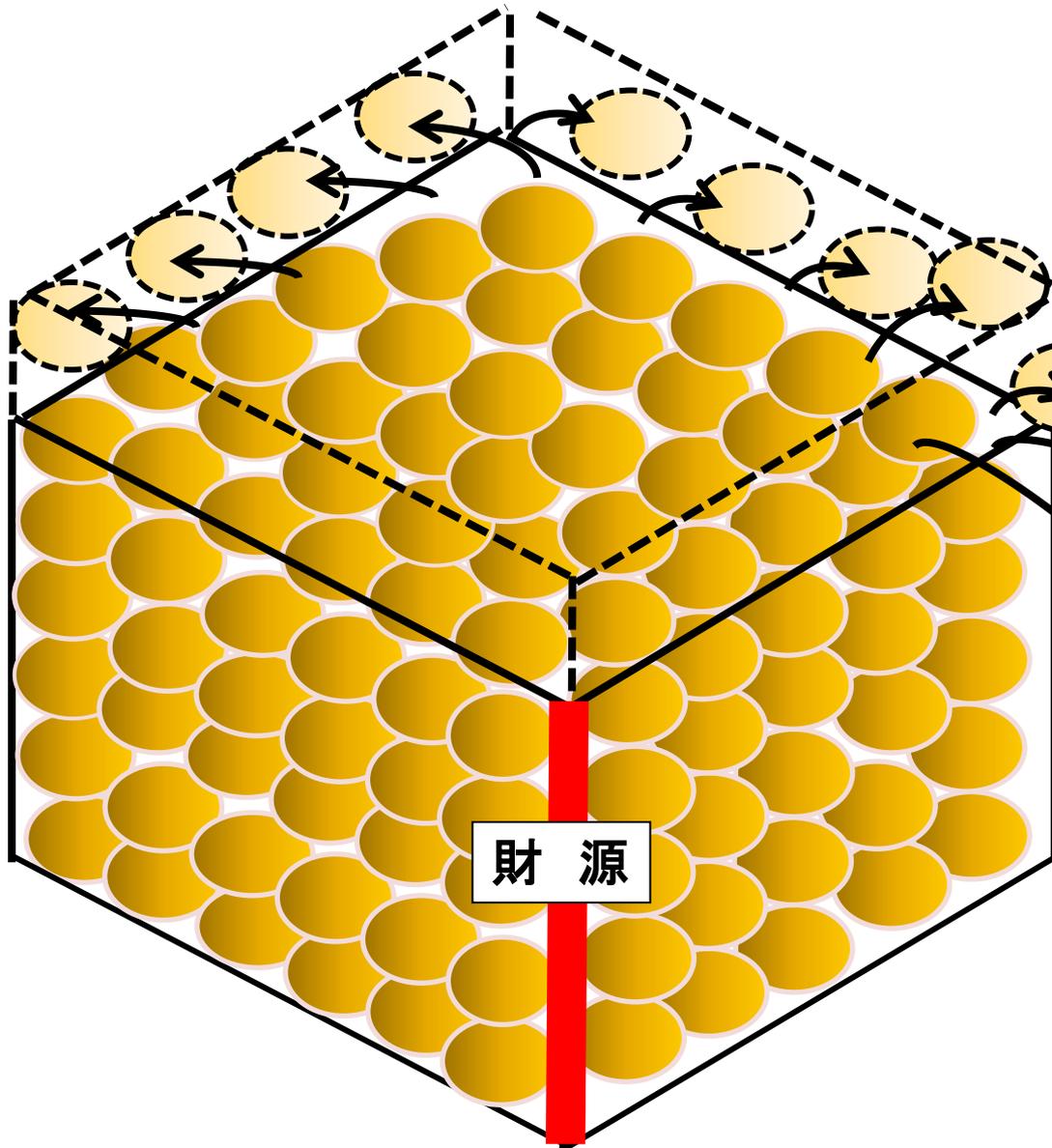
市民の満足度や信頼度も高位で推移していた



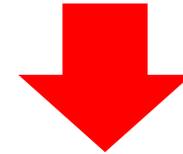
しかし、財源（お金）が減少している現状では、



3.行政評価導入の目的 <選択と集中 2>



なんでも、かんでもすることはできない



すべき仕事を選択して、集中してやるしかない

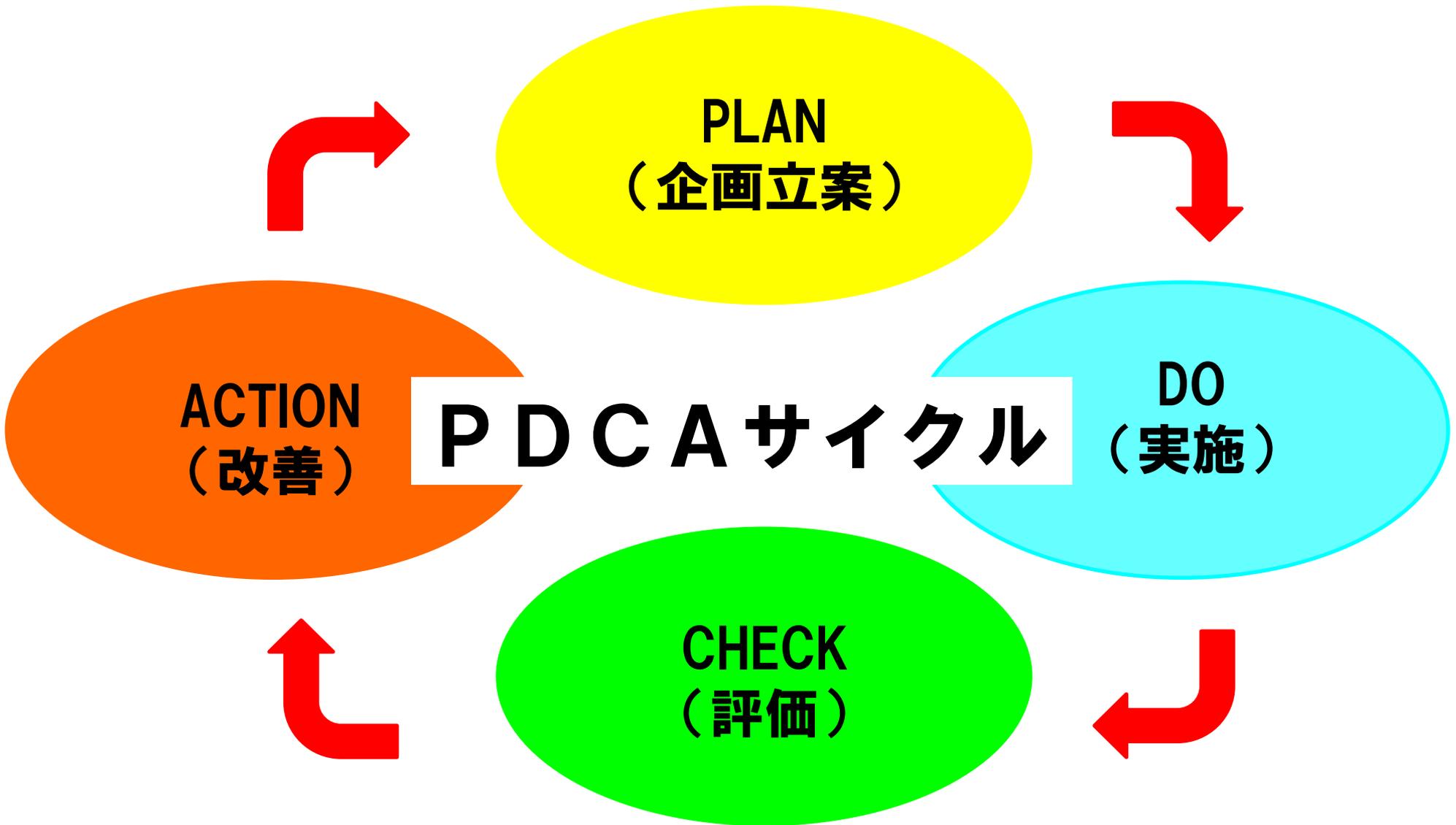
「選択と集中」

そしてもう一つ、

避けられない市民への影響

説明責任

4. 振り返り



5.事務事業評価 <事務事業振り返りシート>

平成28年度 事務事業振り返りシート (平成27年度 実施事業の振り返り)

1. 基本情報		事務事業コード	事務事業名	担当部	担当課	担当員
2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>		(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)				

基本シート

『予算体系』、『政策体系』、『事務事業の概要や目的』、『事務事業を取り巻く環境変化』等の基本データを把握し、『各年度の実績と成果』をまとめるために作成

5. 平成27年度の実績及び成果	(1) 平成27年度の実績 (取組) <取組内容を整理等により具体的な記載>	(2) 平成27年度の成果 <取組の成果(取組)による効果を記載>
------------------	--	-----------------------------------

6. 振り返り <SEI (Check)>	理由
① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか?	
A 目的の妥当性	
② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか?	
③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか?	
B 有効性	
④ 廃止・縮小の余地はありますか?	
C 効率性	
⑦ 公平性	
D 公平性	
7. 1次評価結果	
8. 2次評価結果 (担当部長評価)	評価者 部署
(1) 事務事業の改善改善方向性	継続 やり方改善 事業拡充 連携 統合 休止 廃止
(2) 総評	

改善シート

『目的妥当性』、『有効性』、『効率性』、『公平性』をもって事務事業を振り返り、当該年度や翌年度の改善等につなげるために作成

9. コストの推移	平成27年度 (決算)	平成28年度 (当初予算)	平成29年度 (計画)
1 報 酬			
2 給 料			
3 職員手当等			
4 共 済 費			
5 災害補償費			
7 賃 金			
8 報 償 費			
9 旅 費			
10 交 際 費			
11 需 用 費			
12 役 員 旅 費			
13 委 託 費			
14 使 用 料			
15 工 賃			
16 原 料			
17 公 有 料			
18 備 用 金			
19 扶 養 費			
20 扶 養 料			
21 貸 借 料			
22 補償			
23 償還			
24 投資			
25 積 立			
26 寄 附			
27 公 債			
28 繰 上 償 還			
特定財源			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
合計			

財務シート

事務事業に係る経費の推移等を把握するために作成

6.まとめ

【霧島市行政改革委員会における外部評価】

事務事業振り返りシートはわかりやすい！？
どういう事業かわかる！？
専門的な行政用語はない！？



市民目線で提言をいただく

1. 基本情報		事務事業コード		事務事業名		担当部	
政策名						担当課	
施策名						担当課長	
基本事業名						グループ	
予算科目	会計			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 ~) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~)		
	款項目				根拠法令・条例等		
評価区分	評価対象		関連計画				

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

どのような事務事業の内容となっているか、具体的なやり方、手順等を記載しています。本欄において、当該事務事業の大まかな概要がわかるようになっています。
 ※専門用語には、語句注釈等を用いて説明しています。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア	「どれだけ実施したか」事務事業の活動の大きさを表す指標を記載しています。 例:利用者数、パンフレット配布数、イベント開催数等					
イ						
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
ア	対象の大きさやその範囲を表す指標						
イ							
ウ							
④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア	「②対象」がどれだけ「④意図」する状態となったか						
イ							
ウ							
「②対象」と「④意図」は、主語・述語の関係となっています。							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
ア	「⑥基本事業の意図」がどのような状態となったか						
イ							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

事務事業を取り巻く環境がどのようになっているか記載しています。

- ※市民アンケート調査の意見
- ※国・県の動向
- ※議会の一般質問等

4. 事業費の推移

事業費	単位	27年度 (決算)	28年度 (予算)	28年度 (決算)	29年度 (予算)	29年度 (決算)	30年度 (計画)
財源内訳 投入量	国庫支出金	千円			0	0	0
	県支出金	千円			0	0	0
	地方債	千円			0	0	0
	その他	千円			0	0	0
	一般財源	千円			0	0	0
	事業費	千円	0	0	0	0	0

5. 平成28年度の実績及び成果

(1) 平成28年度の実績 (取組) <取組内容を数値等により具体的に記載> (2) 平成28年度の成果 <左記の実績 (取組) による成果を記載>

平成28年度に取組んだ内容 (実績) が、数値等を用いて具体的に記載しています。

- ※〇月〇日開催
- ※参加者数〇人
- ※場所:〇〇〇等

事業に取り組んだ結果、どのような成果があったのか記載しています。

事務事業 コード		事務 事業名		担当部	
				担当課	

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的 妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	事務事業の「②対象」「④意図」「⑥基本事業の意図」が、文章として繋がるほど、当該事業の目的は妥当性がある(結びついている)といえます。
	② この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	「⑤成果指標」が現状値と目標に比べて向上余地があるか否かで判断され、当該判断理由を記載しています。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	当該事務事業を廃止・休止した場合の影響がどうなるか記載しています。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありますか？ <input type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業の有無、統合又は連携の有無を判断します。 ※「類似の事業はない」と判断されたら、網掛け表示となり、記載不要となっています。
C 効率性	⑥ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できますか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	仕事が効率的に行われているか確認します。 ※事業費は効率的に使われているか。 ※人件費を削減する方法はないか。 ※職員の労力(作業時間)を軽減する方法はないか。 ※類似する事業はないか。等
	⑦ 事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できますか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	同じ条件において、公平性は保たれているか。受益者負担は適正か、当該判断理由を記載しています。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性							
(1) 事務事業の改革改善の方向性	<table border="1"> <tr> <td>継続</td> <td>やり方改善</td> <td>事業拡充</td> <td>連携</td> <td>統合</td> <td>休止</td> <td>廃止</td> </tr> </table>	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止	振り返った結果を基に、平成30年度の事業の方向性を判断します。
継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止			
(2) 平成29年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)		平成28年度の振り返りを踏まえて、平成29年度に対応できる改革改善の内容を記載しています。							
(3) 平成30年度の方向性(具体的な取組)		平成29年度の改革改善の内容等に基づき、平成30年度に取り組むべき方向性(具体的な取組)を記載しています。							

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局							
(1) 事務事業の改革改善方向性	<table border="1"> <tr> <td>継続</td> <td>やり方改善</td> <td>事業拡充</td> <td>連携</td> <td>統合</td> <td>休止</td> <td>廃止</td> </tr> </table>	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止		
継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止				
(2) 総評		2次評価を実施した場合に、事務事業担当部長の意見を記載しています。								

霧島市行政改革大綱

(第2次／改定版)

平成26年10月

霧島市

《目 次》

I 行政改革大綱（第2次／改定版）の策定にあたって	1
II 計画期間	2
III 行政改革の基本方針	2
1 市の担うべき役割の重点化	2
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構	2
3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立	2
IV 取組項目	3
V 具体的方策	4
1 市の担うべき役割の重点化	4
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	4
(2) 民間委託等の推進	4
(3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化	4
(4) 地域協働の推進	5
(5) 公正の確保と透明性の向上	5
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構	6
(1) 効果的で効率的な組織・機構の構築	6
(2) 定員管理及び給与の適正化等	6
(3) 人材育成の推進	7
(4) 電子自治体の推進	7
3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立	8
(1) 歳入確保への積極的な取組	8
(2) 歳出削減への積極的な取組	8
(3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組	9
VI 推進体制及び進行管理等	10
1 推進体制	10
2 集中改革プランの策定	10
3 進行管理	10
用語説明	11

I 行政改革大綱(第2次／改定版)の策定にあたって

少子高齢化の進行とそれに伴う人口減少など社会構造が大きく変化している現在、今後ますます増大する行政需要への確に対応していくためには、住民に身近な基礎自治体のさらなる体制の充実強化が必要とされています。一方、地方交付税制度をはじめとした地方財政制度の見直しや、市税等の収入の伸び悩み等により、将来の財源確保の見通しは極めて厳しい状況にあります。

霧島市は、平成 17 年 11 月 7 日に 1 市 6 町が合併し、人口・面積ともに県内第 2 位の都市として誕生しました。地方分権が進む中、合併により規模が拡大した本市は県内における地域中核都市^{*1}として位置付けられ、県土の均衡ある発展を図るため、より高度な行政サービスを行う自立性の高い基礎自治体として、その能力を更に高めていくことが求められています。

これまで本市では、平成 18 年 11 月に「霧島市行政改革大綱」を、平成 23 年 3 月に「霧島市行政改革大綱(第2次)」を策定し、様々な行政課題に積極的に取り組み、行財政運営の健全化を図ってきました。しかしながら、社会情勢が激変し、今後も厳しい財政運営が予想される現在、持続可能な確固とした行財政構造を確立するためには、これまで以上に行政能力の向上と行政改革への積極的な取組が必要です。

このようなことから、5 年間を計画期間としていたこれまでの「霧島市行政改革大綱(第2次)」の基本方針を継承しつつ現状に即した見直しを行うとともに、第一次霧島市総合計画の計画期間(平成 20 年度～平成 29 年度)と整合を図るため、計画期間を平成 29 年度まで 2 年間延長した「霧島市行政改革大綱(第2次／改定版)」を策定し、今後一層の改革改善を推進していくこととします。

II 計画期間

本大綱の計画期間は、平成 23 年度から平成 29 年度までの 7 年間とします。

III 行政改革の基本方針

1 市の担うべき役割の重点化

地方分権の進展に伴う地方公共団体の自主性・自立性の拡大や厳しい行財政状況に的確に対応し、霧島市の更なる発展を推進するためには、最小の経費で最大の効果をあげられるよう「選択と集中」により、効果的で効率的な行政経営を行う必要があります。市民^{*2}のニーズを的確に捉え、事業実施の目的・効果等の明確化を図るとともに、公平かつ公正な事業実施を行うため、業務全般にわたり不断に見直しを行います。

また、行政経営の様々な過程における市民や企業との連携や協働が、今後ますます必要となってきます。それぞれの特性が発揮されるよう担うべき業務の役割分担を整理し、連携・協力のもと協働によるまちづくりを推進します。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

地方分権の進展、少子高齢化の進行や、多種多様化する行政ニーズに対応するためには、限られた財源・人材を有効に活用して、霧島市の政策課題に迅速に対応できる組織・機構を構築する必要があります。そのため、意思決定過程を簡素化した組織、政策・施策に柔軟に対応できる組織の構築を目指し、不断に見直しを行います。

3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

今後ますます増大する行政需要に的確に対応するためには、将来にわたって持続可能な確固たる行財政構造の確立が必要です。また、地域中核都市としての役割を果たすためにも、適正で効率的な行財政経営を行う必要があります。そのため、受益者負担の適正化をはじめとする歳入構造の見直し、経費の節減と財源の重点配分等による歳出構造の見直しなど、歳入歳出両面にわたる徹底した改革を行い、健全財政を確立します。

IV 取組項目

1 市の担うべき役割の重点化

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進
- (3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化
- (4) 地域協働の推進
- (5) 公正の確保と透明性の向上

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

- (1) 効果的で効率的な組織・機構の構築
- (2) 定員管理及び給与の適正化等
- (3) 人材育成の推進
- (4) 電子自治体の推進

3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

- (1) 歳入確保への積極的な取組
- (2) 歳出削減への積極的な取組
- (3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組

V 具体的方策

1 市の担うべき役割の重点化

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

限られた財源と人材を重点的に配分するため、行政評価^{※3}を活用して事務事業の目的妥当性・有効性・効率性・公平性や、施策を達成する上での優先度、重要度、貢献度を見極め「選択と集中」を行うとともに、事務事業の再編・整理、廃止・統合を進め、行政が担うべき役割の重点化を図ります。また、これまで以上に事務手続きの簡素化や事業効果の向上等に取り組み、より充実した行政サービスの提供に努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・行政評価による事務事業の見直し
- ・窓口業務等の充実 等

(2) 民間委託等の推進

事務事業全般にわたる見直しを行い、行政が担うべき業務の明確化を図り、民間のノウハウ、活力を有効に活用することでサービスの向上や業務の効率化、経費の削減が図られるものについては、積極的に民間委託等を推進します。併せて、事業の廃止、民営化、民間譲渡等についても検討を進めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・指定管理者制度^{※4}の推進
- ・PFI手法^{※5}活用の検討
- ・民営化等の検討 等

(3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化

公営企業^{※6}については、独立採算の原則を堅持しつつ、民間的視点に立った経営の合理化・効率化の推進による支出の抑制と積極的な収入の確保により、将来にわたる経営基盤の安定化に努めます。また、民間委託等によりサービスの向上や経費の節減等が図られる業務については、積極的に民間活力の導入を検討します。

公社等^{※7}については、社会経済情勢の変化等をふまえ、経営の健全化に取り組むとともに、そのあり方を含め業務内容や運営形態等の見直しを行います。さらに、所期の

目的が達成されたと判断されるものについては、廃止についても検討します。

【目標達成のための主な方策】

- ・霧島市立医師会医療センター改革プランの推進
 - ・霧島市水道事業経営健全化計画の推進
 - ・霧島市土地開発公社の解散
- 等

(4) 地域協働の推進

社会情勢の変化に伴い市民の生活環境や価値観が多様化する中、公共的課題に的確に対応し、個性豊かで活力のある市民主体の地域社会を築くためには、共生・協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

「霧島市共生・協働に関する指針」に基づき、市民と行政が相互に連携・協力し、それぞれが持つ特性を効果的に活用できるシステムの構築、体制の整備を進めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・行政情報の積極的な提供
 - ・広聴体制の充実
 - ・NPO^{※8}等市民団体への積極的な活動支援
- 等

(5) 公正の確保と透明性の向上

公正で透明性のある行政経営を行うとともに、市民への説明責任を果たすため、広報誌やホームページ等を活用して行政情報を分かりやすい形で積極的に提供するほか、情報公開制度の適正な運用を行います。

また、情報の提供に当たっては、行政の信頼性の確保を図るため、「霧島市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・広報誌・ホームページを活用した積極的な情報の提供
 - ・霧島市情報公開条例に基づいた情報公開の徹底
 - ・霧島市個人情報保護条例に基づいた個人情報保護の徹底
 - ・パブリックコメント制度^{※9}の活用
- 等

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

(1) 効果的で効率的な組織・機構の構築

高度化・多様化する行政ニーズ、地方分権の進展、地域中核都市としての権限の拡大に的確に対応するとともに、限られた人材・財源を有効に活用するため、「霧島市組織機構再編計画(第2次/改定版)」に基づき、不断に組織の見直しを行います。

本庁・総合支所のあり方については、その機能・役割を整理し、最も効果的で効率的な組織構築へ向け検討を進めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・霧島市総合計画の施策体系に対応した組織の構築
- ・あらゆる組織形態の検証
- ・霧島市組織機構再編計画の推進 等

(2) 定員管理及び給与の適正化等

歳入の大幅な減少が見込まれる中、一般財源の大きな割合を占めている人件費^{※10}総額を更に縮減していく必要があります。

職員数については、行政ニーズを的確に捉え、また、類似団体^{※11}等も参考に、「霧島市定員適正化計画(第2次/改定版)」に基づいた職員採用を行います。併せて、臨時職員についても、業務の見直しを行うことにより、真に必要とされる部署のみへの適正な配置を行います。

職員の給料、諸手当等については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度等に準じた給与制度の適正な運用に努め、必要に応じて見直しを行うとともに、県や他市の動向を見極めつつ、市民の理解が得られるよう適正化に努めます。また、人事評価制度^{※12}を導入し、職員の能力や事業成果の給与への反映についても検討を進めます。

福利厚生事業については、職員の健康管理に係る事業を市民の理解が得られる適正な範囲で行います。

これらについては、「霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、毎年、市民に分かりやすい形で公表します。

【目標達成のための主な方策】

- ・霧島市定員適正化計画に基づいた職員の採用
- ・適正な職員配置
- ・臨時職員の適正配置
- ・国家公務員の給与制度等に準じた適正な運用
- ・地方公務員法改正に伴う人事評価制度の推進
- ・福利厚生事業の点検・見直し
- ・給与等の状況の公表 等

(3) 人材育成の推進

これからの行政には、複雑化・多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる職務遂行能力の高い人材の育成が求められています。そこで、新たな人材育成計画を策定し、企業・大学等と連携した研修の実施など各種研修の充実により、職員一人一人の政策形成能力・職務遂行能力を高め、自覚と責任をもって業務に取り組む人材の育成に努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・霧島市人材育成計画の推進
- ・職員の能力を高めるための研修の充実 等

(4) 電子自治体の推進

市民の利便性の向上や事務事業の効率化を推進するため、インターネット等を活用した各種申請・届出手続きシステムの充実など、行政手続のオンライン化を推進します。

また、情報の漏洩防止にも努めながら、ホームページ等を活用した行政情報の積極的な提供に努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・ホームページを活用した情報提供 等

3 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

(1) 歳入確保への積極的な取組

将来にわたって安定した行政サービスを提供するためには、自主財源^{※13}を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と、受益者負担の適正化を図る必要があります。そのため、市税、保育料、住宅使用料等の収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上に努めます。

また、使用料・手数料等の見直しを定期的実施するとともに、広告収入の確保や未利用財産の処分、有効活用等についても積極的に取り組むこととします。

【目標達成のための主な方策】

- ・自主財源の確保(市税・保育料・住宅使用料等の収納率の向上)
- ・使用料・手数料等の定期的な見直しによる受益者負担の適正化
- ・未利用財産の処分、有効活用等 等

(2) 歳出削減への積極的な取組

これからの財政運営に当たっては、歳入の大幅な増加が見込めない現状に適切に対応し、歳入に見合った歳出を行うよう歳出構造の質的転換を図る必要があります。そのため、行政評価を活用して事務事業全般にわたる見直しを行い、緊急性や必要性、優先度、貢献度等が高いと認められる事務事業に、限られた財源を重点的に配分するなど、「選択と集中」により効率的で効果的な予算配分を行います。

特に、補助金等については、その費用対効果等を十分に精査し、真に必要なものについては積極的な支援を行う一方、所期の目的が達成されたものについては廃止するなど、不断に見直しを行っていきます。

また、職員一人一人が危機意識を持って、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意工夫しながら事務事業を執行することにより、徹底した経費節減を行います。

【目標達成のための主な方策】

- ・経費全般にわたる節減・合理化と予算の適正な執行
- ・市単独補助金等の見直し 等

(3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組

今後、合併特例による普通交付税の算定替えが終了し、普通交付税が減額となることも見据え、歳入に見合った歳出にするなど適正な予算規模化を段階的に図ります。

また、持続可能な財政基盤の確立を図るため、中長期的な財政運営の指針となる「霧島市経営健全化計画」に基づいた財政運営に努めるとともに、普通建設事業に係る市債発行の抑制及び繰上償還により市債残高の縮減に努めます。

【目標達成のための主な方策】

- ・霧島市経営健全化計画の推進
 - ・政策体系に基づいた枠予算配分の実施
- 等

VI 推進体制及び進行管理等

1 推進体制

行政改革を実効性のあるものとするため、市長の強力なリーダーシップのもと、職員一人一人が改革の必要性和改革におけるそれぞれの役割を十分に認識し、市民志向、成果志向等の意識を常に持つとともに、責任をもって改革に取り組むこととします。

2 集中改革プランの策定

本大綱を実現するための具体的な取組については、大綱を基に策定する「霧島市集中改革プラン」により、積極的に推進していきます。

3 進行管理

本大綱の進行管理は、市民の視点と意見を取り入れた Plan(計画)－Do(実施)－Check(検証)－Action(改善)のマネジメントサイクルに基づき、その具体的取組である「霧島市集中改革プラン」と併せて、副市長を本部長とする霧島市行政改革推進本部で行います。

また、進捗状況については、学識経験者や市民で構成される霧島市行政改革推進委員会に報告し、そこでの意見等も参考にして、より実行性を高めていくこととします。

なお、改革の結果については、ホームページ等を活用し広く市民に公表することとします。

用語説明

- ※1 地域中核都市 市町村合併により、新たに誕生した人口10万人以上の都市を、県土の均衡ある発展を図る観点から、「各地域の中核となる都市」として鹿児島県が位置付けたもの。霧島市のほかに、鹿屋市、薩摩川内市が地域中核都市に位置付けられている
- ※2 市民 本市に住んでいる人、通勤・通学をしている人、地区自治公民館・自治会などの地域団体、ボランティア団体やNPO法人などの市民団体など、霧島市のまちづくりにかかわりのあるすべての人や団体
- ※3 行政評価 行政が行う施策や事業を市民にとって効果があるか、予定したとおりの成果があがっているか等の視点から客観的に評価・検証を行うもので、より効果的・効率的で市民にわかりやすい市政の経営をめざすもの
- ※4 指定管理者制度 市が設置している公の施設の使用許可を含む管理を民間事業者(民間企業、NPO団体やボランティア団体などを含む)に行わせる制度
- ※5 PFI手法 行政が行ってきた社会資本の基盤整備を、財政支出の負担軽減と良質な公共サービスの提供を図る観点から、民間資金・ノウハウを活用して行うもの。施設の設計、建築、維持管理及び運営までを民間企業が行う方式
- ※6 公営企業 水道事業、工業用水道事業、病院事業等の地方公共団体が行う企業
- ※7 公社等 霧島市しみん学習支援公社、霧島市土地開発公社、霧島神話の里公園(株)、始良・伊佐地区介護保険組合を指す
- ※8 NPO Non Profit Organization の略で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織のこと
- ※9 パブリックコメント制度 重要な計画や条例などを制定する際に、原案の段階で市民に公表して意見を求め、提出された意見を考慮した上で意思決定を行う一連の手続き。一般的には、インターネットなどで原案を公表し、一定の期間を設定し意見を募集する。提出された意見は、市の考え方を添えて公表する
- ※10 人件費 職員給、議員報酬、各種委員報酬、退職金等
- ※11 類似団体 市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、容易かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」をもとに、全国の市町村を類型化したもの
- ※12 人事評価制度 一定のルールと基準をもって仕事上の行動や結果を評価する仕組み
- ※13 自主財源 市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等自主的に収入ができる財源で、行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度になるもの

霧島市集中改革プラン(第2次/改定版)

(平成23年度～平成29年度)

平成23年3月策定

平成27年2月改定

(平成28年12月更新版)

霧島市

《目次》

I 集中改革プランの基本的事項	1
1. 策定の目的	1
2. 計画期間	1
3. 掲載項目	1
4. 進行管理	2
5. 公表	2
II 具体的取組項目	3
1. 市の担うべき役割の重点化	3
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	3
(2) 民間委託等の推進	4
(3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化	5
(4) 地域協働の推進	6
(5) 公正の確保と透明性の向上	6
2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構	7
(1) 効果的で効率的な組織・機構の構築	7
(2) 定員管理及び給与の適正化等	7
(3) 人材育成の推進	7
(4) 電子自治体の推進	8
3. 将来にわたり持続可能な健全財政の確立	9
(1) 歳入確保への積極的な取組	9
(2) 歳出削減への積極的な取組	9
(3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組	10
III 達成・終了項目	11

I 集中改革プランの基本的事項

1. 策定の目的

霧島市集中改革プラン(以下、「本プラン」という。)は、『霧島市行政改革大綱(以下、「大綱」という。)]の基本方針を実行するため、集中的に取り組むべき事項を、具体的な目標、計画を掲げ、市民の皆様に分かりやすい形で表したものです。

本プランは、簡素な組織による効率的な行政経営により、市民の皆様に質の高い行政サービスを提供することを目的に平成23年3月に策定しました。なお、これまで以上に行政改革を推進すべく大綱の計画期間を2年間延長したことに伴い、本プランも2年間延長し改定を行いました。

〔大綱に基づく本プラン以外の主な計画〕

・霧島市定員適正化計画 ・霧島市組織機構再編計画 ・霧島市人材育成計画 ・霧島市経営健全化計画 等

2. 計画期間

本プランの計画期間は、大綱の計画期間とあわせて、平成23年度～平成29年度までの7年間とします。

3. 掲載項目

本プランの取組項目は、次の要件を基準に掲載しています。

- ・通常業務としての取組や現状維持の意味合いのもの等は除外し、改革改善に向けて計画的・集中的に取り組むべき項目
- ・年度毎に進行管理、目標達成度の検証が行える項目

ただし、本プランに掲載することによって、成果の向上がより見込まれる取組などについては、上記要件にかかわらず掲載しています。

4. 進行管理

本プランは、市民等の代表で構成される霧島市行政改革推進委員会等に進捗状況や達成状況等を報告し、それに対して出された意見を尊重しながら、行政改革最高責任者(霧島市長)の下に設置された霧島市行政改革推進本部(本部長:副市長)が進行管理を行います。

また、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化に的確に対応するため、毎年、ローリング(見直し)を行います。

5. 公表

改革の進捗状況や結果については、ホームページを活用して広く市民の皆様に公表します。

Ⅱ 具体的取組項目

1. 市の担うべき役割の重点化

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

限られた財源と人材を重点的に配分するため、「選択と集中」の考えのもと、全ての事務事業の再編・整理、廃止・統合を行い、行政が担うべき役割の重点化を図ります。
事務改善については、住民サービス向上及び事務の効率化の観点から積極的に推進します。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
1	事務改善の推進(住民サービスの向上)	国分庁舎における総合窓口体制の充実	検討 ↓ 実施	協議	→	→	方針決定	準備	→	実施	1 情報技術を活用したワンストップ総合窓口とする。(市民課ほか関係課) 2 窓口は証明書発行と各種届出の窓口を分割する。(市民課) その他、住民サービスの向上策として窓口を利用されるすべてのお客様にわかりやすい案内とするための課案内などの表示やフロアガイドの配置、総合案内の位置の検討を行っていくこととする。(総務課、市民課)	行政改革推進課 市民課 総務課
		各種証明書のコンビニ発行	実施					計画実施	実施	→	平成28年2月から住民票等のコンビニ交付を開始し、平成29年度までに窓口証明書の約5割をコンビニで発行する。	市民課
5	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管									市が事務局業務を担っている各種団体について、事務局業務を団体自身で行えるよう各団体の育成に取り組み、計画的に事務局移管を行う。	
		消防後援会(国分、溝辺、横川、隼人、福山地区)	実施	準備	→	→	→	→	→	実施	平成23年度から25年度の3か年で事務局移管について協議・検討し、平成29年度を目途に事務局を移管する。(ただし、25年度で移管の協議が整わなかった地区については、後年度も引き続き協議を行う。)	安心安全課 地域振興課
		霧島市薩摩義士顕彰会	検討 ↓ 実施	方針決定	準備	→	→	→	実施		平成28年度より事務局を移管	総務課
16		大隅横川駅保存活用実行委員会	検討	協議	→	→	→	→	方針決定		平成28年度までに方針を決定する。	横川地域振興課 観光課
28	合併後調整項目の調整	下水道使用料の統一	実施	準備	→	→	→	→	→	→	国分隼人地区と牧園地区の異なる下水道使用料については、下水道会計の公営企業会計移行後に適正な統一を図る。	下水道課

(2)民間委託等の推進

国・県がすべき業務、市がすべき業務、民間がすべき業務、市民がすべき業務等の判断を行った上で、民間のノウハウ、活力の有効活用により公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減が図られると判断される事業については、積極的に民間委託等を推進します。
民間委託等の検討に当たっては、個別の施設及び事務事業について検討を行うとともに、各種手法についても検討を行います。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
34	公の施設等のあり方検討	公営住宅への指定管理者制度の導入	検討 ↓ 実施	協議	→	→	方針決定	準備	→	→	将来、公営住宅に指定管理者制度を導入するため、実施に向けてその範囲、内容の検討及び業者の調査等を行う。	建築住宅課
35		市立保育園(9園)の民営化	検討 ↓ 実施	協議	方針決定	準備	準備・一部実施	→	→	→	市立保育園(9園)の民営化を平成26年度から計画的に実施する。	保健福祉政策課
36		市立養護老人ホーム(3園)の民営化	検討 ↓ 実施	協議	方針決定	準備	→	→	準備・一部実施	準備	市立養護老人ホーム(3園)の民営化を平成28年度から段階的に実施する。	保健福祉政策課
37		地区公民館(26館)の管理運営の在り方についての調査・研究 ↓ 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例に規定する公民館の管理運営方法の見直し	検討 ↓ 実施	協議	→	→	→	方針決定	協議	協議・一部実施	市自治公民館連絡協議会と協議を進め、地域に管理運営を移管することが決定した公民館について、関係機関の受入体制等が整った館から随時地域の管理運営へとシフトする。	生涯学習課 共生協働推進課
55		陵南幼稚園、富隈幼稚園の民間譲渡の検討	検討	調査研究	協議	→	→	→	→	方針決定	国の新子育て支援システムに対応した、子ども・子育て支援新制度の下、陵南幼稚園、富隈幼稚園の今後の経営方針について協議し決定する。	学校教育課
61		障害者福祉作業所4園の管理運営の在り方についての調査・研究	検討					庁内検討	関係団体と協議	方針決定	指定管理委託している障害者福祉作業所について、建物等の建替え又は大規模修繕を実施した上で、各団体に管理運営を含め土地・建物を譲渡できないか検討するほか、運営内容についても見直す。	長寿・障害福祉課
62		農産物加工施設(8施設)の管理運営の在り方についての調査・研究	検討					協議	→	方針決定	農政畜産課及び各総合支所産業建設課で管理している農産物加工施設(8施設)の管理運営方法について、平成29年度までに検討し方針を決定する。	農政畜産課 溝辺・牧園・霧島・福山各総合支所産業建設課
63		郷土館等のあり方についての調査・研究	検討					協議	方針決定		郷土館等あり方検討委員会で、郷土館等のあり方や当該施設の見直しについて協議・検討を重ね、平成28年度中に今後の方針を決定する。	文化振興課

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標		担当課等
				23	24	25	26	27	28	29	数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等	
68		霧島市公設地方卸売市場のあり方について検討	検討					協議	方針決定		本市の農業振興を図る上で、地方卸売市場に求められる役割を踏まえ、農業者及び買受人が利用しやすい市場のあり方を方針決定する。	農政畜産課
64	事務事業のあり方検討	給食配送の民間委託等	検討					協議	方針決定		将来にわたって安全・安心な学校給食の提供を安定的に行うため、配送業務及び調理業務の民間委託について検討する。	学校給食課

(3) 公営企業等の抜本的な見直し・経営健全化

公営企業、公社及び第三セクターについては、将来にわたる経営基盤の安定化に努めるとともに、民間委託等によりサービスの向上や経費の節減等が図られる業務については、積極的に民間活力の導入を検討します。
また、所期の目的が達成されたと判断されるものについては、廃止についても検討します。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標		担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29	数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等		
39	公営企業等の経営基盤の強化	霧島市立医師会医療センターの適正な経営	実施	実施・見直	実施	→	→	準備	実施・見直	実施	経営指標に関する数値目標を設定した「霧島市立医師会医療センター改革プラン」を推進し、経営の健全化を図る。	健康増進課	
58		水道業務の一部民間委託	検討 ↓ 実施					方針決定	準備	→	実施	平成29年度から水道業務の一部を民間に委託する。	管理課
59	公営企業等の経営健全化	霧島市土地開発公社の解散	実施					準備	→	→	→	「霧島市土地開発公社経営健全化計画」の後継計画として、平成26年3月に策定した「霧島市土地開発公社解散プラン」に基づき、平成31年までに霧島市土地開発公社を解散する。	企画政策課
65		公営企業会計の適用	実施						準備	→	→	国の要請は、平成32年4月から公営企業会計へ移行となっているが平成27年度から早期取組みを行い、資産調査や評価業務等の進捗状況を踏まえた上で、可能な限り早い時期に公営企業会計へ移行する。	下水道課

(4) 地域協働の推進

行政主体のまちづくりを見直し、市民と行政とが対等の立場に立って協働でまちづくりを行うために、市民が自主性・主体性を持ってまちづくりに取り組むことができる環境を整備します。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
42	地域協働の推進	地区自治公民館による地域づくりの促進	実施	一部実施	→	→	→	→	→	実施	平成29年度までに、市内の全ての地区自治公民館で「地域まちづくり計画」を策定し、地区自治公民館における自助・互助・公助による地域づくりを促進する。	共生協働推進課

(5) 公正の確保と透明性の向上

公正で透明性のある行政経営を行うための各種施策に取り組むとともに、政策形成過程等において多様な意見を取り入れるために、市民の参画機会の拡大を図ります。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
45	参画機会の拡大	各種審議会等におけるクォータ制の推進	検討 ↓ 実施	準備	→	方針決定	実施	→	→	→	「霧島市男女共同参画計画」に基づき、各種審議会等における女性委員の登用率の向上を図る。	企画政策課

2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構

(1) 効果的で効率的な組織・機構の構築

高度化・多様化する行政ニーズ等に的確に対応するとともに、限られた人材・財源を有効に活用するため、不断に組織の見直しを行い、効果的で効率的な行政サービスの提供ができる体制を構築します。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
46	効果的・効率的な組織機構の構築	効果的で効率的な組織配置	実施	実施	→	→	→	→	→	→	「霧島市組織機構再編計画」に基づき、効果的・効率的な組織の配置と必要な環境づくりについて不断に見直しを行う。 ・本庁への業務集約に対応した組織の構築 ・窓口の利便性向上のための体制等整備 等	行政改革推進課

(2) 定員管理及び給与の適正化等

職員の業務遂行能力を高めるとともに、能力や事業成果を給与へ反映する人事評価制度の構築を進めます。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
47	定員管理の適正化	計画的な職員採用	実施	実施	→	→	→	→	→	→	「霧島市定員適正化計画」に基づいた計画的な職員採用を行い、職員数の適正化を図る。	行政改革推進課 総務課
48	給与の適正化	人事評価結果の昇任への反映	実施	協議	→	→	→	→	実施		平成23年度から能力評価の試行を開始し、平成25年度から完全実施する。能力評価の実施と同時に事務事業評価と連携した業績評価制度の構築を開始し、平成28年度に業績評価を本格実施する。また、平成29年4月の人事異動に向けて人事評価結果の昇任への反映方法の検討を行い、昇任に反映する。	総務課

(3) 人材育成の推進

複雑化・多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる職務遂行能力の高い人材を育成するための取組を積極的に進めます。

※人材育成の推進については、人材育成計画の見直し(49番)、人事評価制度(能力評価)の人材育成への活用(50番)の2項目掲載しており、「達成・終了」項目へ移行。

(4) 電子自治体の推進

市民の利便性の向上や事務事業の効率化を推進するため、インターネット等を活用した各種申請・届出手続きシステムの充実や電子入札の導入など、行政手続のオンライン化を推進します。

※電子自治体の推進については、基幹系業務システムの再構築(51番)、GIS(地図情報システム)の導入(2番の再掲)、公共施設予約システム又は閲覧システムの導入(3の再掲)、入札・契約管理システムの導入(23の再掲)の4項目掲載しており、「達成・終了」項目へ移行。

3. 将来にわたり持続可能な健全財政の確立

(1) 歳入確保への積極的な取組

自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、市税等の収納対策に積極的に取り組むとともに、市民の利便性と収納率の向上を図るため納付しやすい環境の整備に努めます。
また、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこととします。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
52	歳入確保に向けた全庁的な取組	経営健全化計画に基づいた適正な財政運営	実施	実施	→	→	→	→	→	→	経営健全化計画に基づき、歳出の抑制、自主財源の確保に積極的に取り組むこととし、目標徴収率を次のとおりとする。(目標徴収率は、現年度分の普通徴収分に限り設定。過年度分についても、徴収率の向上に努めるとともに、適切な処分を行い、徴収の効率化を推進する。) ★税(国民健康保険税を除き、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む):平成21年度比2%増 ★国民健康保険税:86%以上 ★保育料:平成21年度比1%増 ★住宅使用料:平成21年度比1%増	財政課
56	新たな財源の確保	職員駐車場のあり方の見直し	検討 ↓ 実施	方針決定	調査 検討 協議	→	→	→	→	→	平成23年度に方針決定した職員駐車場の有料化について、調査・検討・協議を行い実施範囲時期等について協議していく。	総務課

(2) 歳出削減への積極的な取組

事務事業の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意工夫し、経費全般にわたる節減・合理化を図ります。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標	担当課等	
				23	24	25	26	27	28	29		数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等
57	歳出削減のための全庁的な取組	経営健全化計画に基づいた適正な財政運営	実施	実施	→	→	→	→	→	→	経営健全化計画に基づき、予算規模の適正化、一般財源の削減、適正な基金残高の確保、市債残高の縮減に取り組む。(適正な基金残高の確保については、年度間の財源調整に活用可能な財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の3つの基金残高とする。) ★予算規模の適正化:平成29年度 522億円(決算ベース) ★うち一般財源の削減:平成29年度 344億円(決算ベース) ★基金残高の確保:平成29年度 54億円(決算ベース) ★市債残高の縮減:平成29年度 603億円(決算ベース)	財政課

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標		担当課等
				23	24	25	26	27	28	29	数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等	
66	経費全般にわたる見直し	霧島市敷根清掃センターの管理運営の検討や基幹的改良による経費削減	検討					協議	→	方針決定	施設整備や長期間にわたる維持管理には多額の費用を要することから、霧島市敷根清掃センターの管理運営方法の検討や基幹的改良を含めた経費削減等の方針を決定する。	衛生施設課

(3) 財政運営の適正化に関する積極的な取組

歳出の抑制、財源の確保等に積極的に取り組み、中長期的にも持続可能な財政運営の適正化を図ります。

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標		担当課等
				23	24	25	26	27	28	29	数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等	
54	財政運営の適正化に関する積極的な取組	ストックマネジメント計画の策定・運用	実施	準備	→	→	計画策定	実施	→	→	平成27年3月に計画期間を40年とし、5年ごとに見直しを行うとする「霧島市公共施設管理計画」を策定したことから、保有量の適正化に取り組むとともに、施設を適切に管理し、当計画に掲げた目標の達成に努める。	財産管理課
		経営健全化計画に基づいた適正な財政運営(52の再掲)	実施	実施	→	→	→	→	-	-	経営健全化計画に基づき、歳出の抑制、自主財源の確保に積極的に取り組むこととし、目標徴収率を次のとおりとする。(目標徴収率は、現年度分の普通徴収分に限り設定。過年度分についても、徴収率の向上に努めるとともに、適切な処分を行い、徴収の効率化を推進する。) ★税(国民健康保険税を除き、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む):平成21年度比2%増 ★国民健康保険税:86%以上 ★保育料:平成21年度比1%増 ★住宅使用料:平成21年度比1%増	財務課
		経営健全化計画に基づいた適正な財政運営(57の再掲)	実施	実施	→	→	→	→	-	-	経営健全化計画に基づき、予算規模の適正化、一般財源の削減、適正な基金残高の確保、市債残高の縮減に取り組む。(適正な基金残高の確保については、年度間の財源調整に活用可能な財政調整基金、減債基金、特定建設事業基金の3つの基金残高とする。) ★予算規模の適正化:平成27年度 504億円(決算ベース) ★うち一般財源の削減:平成27年度 325億円(決算ベース) ★基金残高の確保:平成27年度 48億円(決算ベース) ★市債残高の縮減:平成27年度 669億円(決算ベース)	財務課
67		霧島市国民健康保険事業健全化	実施					実施	→	→	霧島市国民健康保険事業運営の健全化を図るため、歳入の確保等の推進並びに適切な医療の確保を図る観点から医療費の適正化を推進し、国民健康保険財政の安定的な運営を目指す。	保険年金課

Ⅲ達成・終了項目(平成28年12月時点)

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標 (数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等)		担当課等	達成年度
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由		
1	事務改善の推進(住民サービスの向上)	国分庁舎における総合窓口体制の充実	検討	協議	→	→	方針決定			目標	総合窓口体制の充実について関係課で協議し、平成26年度に取組の方針を決定する。	行政改革推進課	26 27から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	平成25年度中に取りまとめた「霧島市総合窓口検討結果報告書」について、平成26年5月20日付けで市長報告を行い、平成27年3月6日付けで次のとおり方針を決定した。 1 情報技術を活用したワンストップ総合窓口とする。 2 窓口は証明書発行と各種届出の窓口を分割する。 その他、住民サービスの向上策として窓口を利用されるすべてのお客様にわかりやすい案内とするための課案内などの表示やフロアガイドの配置、総合案内の位置などの検討を行っていくこととする。		
2	事務改善の推進(住民サービスの向上)	GIS(地図情報システム)の導入	検討	調査研究	協議	方針決定				目標	統合型GISの導入の検討に入ったことを考慮し、公開型GIS単独での検討ではなく、統合型GISとの連携も含めて、関係課を交えて検討し、平成25年度までに方針を決定する。	情報政策課 税務課 秘書広報課 安心安全課 観光課	25 (終了)
										終了理由	GIS(地図情報システム)の導入について、関係課を交えて検討した結果、インターネットを利用する公開型GISについては、各課が保有するデータを一元化する必要があることから、現段階では導入しないという方針を決定した。		
3	事務改善の推進(住民サービスの向上)	公共施設予約システム又は閲覧システムの導入	検討	調査研究	方針決定					目標	システムの実証実験・調査研究を行い、平成24年度までに方針決定を行う。	保健体育課 生涯学習課 情報政策課	23 (決定)
										達成理由	本システムの提供業者で試行運用として半年程度システムを提供してもらえないか検討することになっていたが、次の理由から、試行運用は実施しないこととした。 ① 試行運用については、システム利用は無償提供可であったが、初期設定、打合せ、操作研修等にかかる必要最低限の人的費用は必要であり、いずれの業者も60万～70万円程度必要ということであった。 ② 指定管理者においては、試行運用の場合、どうしても紙ベースとシステムの2重管理になり事務が2倍になるなどの理由から試行運用実施に当たって難色を示した。 ③ 試行運用はあくまでも実験であり、内部のみの実験にとどまればよいが、市民を巻き込んでの実験は好ましくない。混乱を招く可能性も考えられる。 ④ 半年から1年程度の短い期間では正確なデータが得られる可能性は低い。そのため、試行運用のために費用と労力を費やすのは無駄である。 研究会は検討した結果、公共施設予約システムの本格導入は見送ることとした。今後、施設利用者や指定管理者等からのニーズが高まるなど情勢や環境が変化したした時点で再度検討を行うこととする。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由		
4	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市自衛隊父兄会)	実施	準備	一部実施	実施				目標	平成24年度までに地区父兄会(溝辺、霧島、福山地区)を全て移管し、平成25年度までに市父兄会の事務の一部(印鑑及び通帳等)を移管する。	総務課	24
										達成理由	印鑑及び通帳の一部移管が終わったことにより達成とする。		
6	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市薩摩義士顕彰会)	検討	方針決定						目標	平成23年度に方針を決定する。	総務課	23 24から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	事務局移管について理事、役員会で協議し、方針を決定した。		
7	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市花卉振興会)	検討	協議	→	方針決定				目標	平成25年度までに方針を決定する。	農政畜産課	24 25から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	市に事務局のあった霧島市花卉振興会の事務局を、平成25年度より生産者団体に移管する方針が決定したため。		
7	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市花卉振興会)	検討→実施	協議	方針決定	実施				目標	平成24年度に方針決定したとおり、平成25年度に事務局移管を行う。	農政畜産課	25
										達成理由	事務局移管が完了したため。		
8	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市茶業振興会(溝辺、牧園支部))	実施	準備	→	一部実施	実施			目標	平成23年度において支部統合等の話し合いができなかったことから、24年度中に支部体制の統合について協議し、平成25年度中に支部の統合を行う。事務局移管については、平成25年度中に協議を行い、平成26年度末までに事務局移管を行う。	農政畜産課	26 (終了)
										終了理由	支部統合を完了し、事務局移管についても移管先として考えられる茶業振興会会員(茶農家)及びJA茶業センター課を含め、理事会等で実施に向け検討・協議を重ねてきたが、事務局業務が予想以上に膨大な事務量になるため、市にある事務局を移管することは困難であるとの判断し、引き続き市が事務局を担うこととした。		
9	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市鮎まつり実行委員会)	検討	協議	→	→	→			目標	平成23年度～平成27年度に実行委員会で協議(会の状況、問題点の把握)を行い、平成28年度までに方針を決定する。	林務水産課	27
										終了理由	「霧島市鮎まつり」の開催については平成27年度が最後の開催となったことから、「霧島市鮎まつり実行委員会」は平成28年3月29日をもって解散となった。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度	
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由			
10	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(龍馬ハネムーンウォーク実行委員会)	検討	協議	方針決定					目標	平成23年度に協議会で協議(会の状況、問題点の把握)を行い、平成24年度までに方針を決定する。	観光課	24	
										達成理由	事務局移管を行ったため。			
11	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(初午祭実行委員会)	検討	協議	→	方針決定					目標	平成25年度までに方針を決定する。	観光課	25 (終了)
											終了理由	事務局移管について協議を行った結果、観光誘客やイベント運営業務など多岐に渡るため、引き続き市が事務局を担うという方針を決定した。		
12	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市スポーツ団体誘致歓迎実行委員会)	検討	協議	→	→	方針決定				目標	平成26年度に方針を決定する。	観光課 保健体育課	26 (終了)
											終了理由	観光協会などと協議を行ってきた結果、観光課で実施している観光宣伝事業などとタイアップしながら誘致事業を行っていく方がより効率的で効果が上がりやすいことから、市が引き続き事務局を担うことを方針決定した。		
13	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市PRスタッフ運営協議会)	検討	協議	方針決定						目標	平成23年度に協議会で協議(会の状況、問題点の把握)を行い、平成24年度までに方針を決定する。	観光課	24 (終了)
											終了理由	活動内容が観光や特産品PR、商工関係など多岐にわたることから、事務局受け入れとなる外郭団体がいないため、市が引き続き事務局を担うことを方針決定した。		
14	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(天孫降臨霧島祭実行委員会)	検討	協議	方針決定						目標	平成25年度の事務局移管予定を繰り上げ、平成24年度から霧島市観光協会等へ事務局を移管する方針を決定する。	観光課 文化振興課	24
											達成理由	事務局移管を行ったため。		
15	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(溝辺町網掛川を守る会)	検討	協議	→	方針決定					目標	平成25年度までに方針を決定する。	溝辺産業建設課	24 25から 区分を [検討] ↓ [実施]
											達成理由	平成24年度総会で方針が決定され、平成25年度に事務局を移管できるようになったため。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度		
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由				
15	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(溝辺町網掛川を守る会)	検討 → 実施	協議	方針決定	実施					目標	平成25年度に事務局を移管する。	溝辺産業建設課	25	
											達成理由	平成25年5月21日(火)に事務引継ぎを含め、事務局移管を終了した。			
17	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市子ども会育成連絡協議会)	検討	協議	→	→	→				方針決定	目標	支部の統合についても協議(事業・事務・予算の整理・精査)を行い、平成27年度までに方針決定を行う。	生涯学習課	27 (終了)
												終了理由	支部(各地区(旧7市町)子ども会育成連絡協議会)について、会計事務は平成28年度に市から支部に移管することとしたが、統合については母体である霧島市子ども会育成連絡協議会の組織の弱体化が懸念されることから行わないという方針を決定した。		
18	事務改善の推進(事務の効率化)	市に事務局がある各種団体の事務局移管(霧島市女性防火クラブ)	実施	準備	実施							目標	平成24年度に事務局移管を行う。	消防局警防課	23 (終了)
												終了理由	準備期間中に見直し、引き続き、事務局は消防局が担当することを決定した。		
19	事務改善の推進(事務の効率化)	電子決裁の導入	検討	協議	→	方針決定						目標	文書の受発や管理、財務会計、グループウェア等との連携も含めた協議を関係課で行い、平成25年度までに方針を決定する。	情報政策課 行政改革推進課 財務課・総務課	25
												達成理由	電子決裁の導入について、人事給与・庶務事務(出勤・年休管理等)の一部については、電子決裁を導入し、その他の文書管理システム等については、現段階では導入しないという方針を決定した。		
20	事務改善の推進(事務の効率化)	学校の規模適正化	検討	協議	方針決定							目標	適正な学校規模の在り方について調査研究を行い、平成24年度までに方針を決定する。	教育総務課	23
												達成理由	保護者や地域住民の学校を存続させたいという強い願いを勘案して、現段階では小学校の再編、統廃合は実施しないという本市の今後の方針を決定したため。		
21	事務改善の推進(事務の効率化)	給食事業(自校方式、給食センター方式)の見直し	検討	協議	→	方針決定						目標	給食事業(自校方式、給食センター方式)について、平成25年度に方針を決定する。	学校給食課 教育総務課 学校教育課	25 26から 区分を [検討] ↓ [実施]
												達成理由	建設用地確保可能な上小川、国分、国分北小については、自校方式を継続することとし、校内に調理場を新設する。建設用地確保困難な国分西小及び国分中と、小規模校の川原、塚脇、平山小及び木原小中については、センター方式とする。また、福山学校給食センターは老朽化のため廃止し、新施設として牧之原学校給食センターを建設する整備方針を決定した。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度	
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由			
21	事務改善の推進(事務の効率化)	給食事業(自校方式、給食センター方式)の見直し	検討 → 実施	協議	→	方針 決定	準備	実施			目標	給食事業(自校方式、給食センター方式)について、平成25年度に方針が決定されたため、給食施設を年次的に整備していく。	学校給食課 教育総務課 学校教育課	27
											達成理由	給食事業(自校方式、給食センター方式)の見直しの方針が議会でも説明がなされ、事業実施段階に移行しているため達成とした。		
22	事務改善の推進(事務の効率化)	電子入札の推進	実施	一部 実施	→	→	→	実施			目標	平成23年度に未実施格付業者の模擬入札を行い、以後対象の拡大を図り、平成27年度から完全実施する。	工事契約検査課	27
											達成理由	これまでの試行段階ではほぼ電子入札の運営は完備しており、平成27年度において電子入札執行率が100%となることから達成とした。		
23	事務改善の推進(事務の効率化)	入札・契約管理システムの導入	実施	準備	→	設計	実施				目標	平成25年度にシステム設計をし、平成26年度から導入する。	工事契約検査課	26
											達成理由	平成26年4月から、システムの運用を開始した。		
24	事務改善の推進(事務の効率化)	社会体育施設整備計画を含めたスポーツ振興計画の策定	実施	準備	計画 策定						目標	平成24年度までにスポーツ振興計画を策定する。	保健体育課	24
											達成理由	霧島市スポーツ振興計画を策定した。		
25	事務改善の推進(事務の効率化)	投票所の再編	検討	協議	→	方針 決定					目標	投票所の整理統合について協議し、平成25年度に方針を決定する。	選挙管理委員会	25 (終了)
											終了理由	投票所の再編については、地域住民の要望や社会情勢の変化に応じて随時対応することとし、選挙制度の見直しなど国において調査研究されている現況においては、市内投票所を一斉に再編することは当分の間実施しないということを選挙管理委員会で方針決定した。		
26	事務改善の推進(事務の効率化)	投票時間の見直し	検討	方針 決定							目標	各投票所の投票時間について協議し、平成23年度に方針を決定する。	選挙管理委員会	23
											達成理由	平成22年参議選で投票時間の見直しを行い、見直し後の同参議院選と、平成23年4月10日執行の県議会議員選挙の投票時間帯別投票者数を調査した結果に基づき、各投票所の投票時間の方針を決定した。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度	
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由			
27	合併後調整項目の調整	都市計画税の見直し	実施	準備	→	実施				目標	平成24年度にかけて都市計画税の見直し作業を行い、平成25年度から都市計画税の新しい課税区域、税率を適用する。	税務課 都市計画課	25	
										達成理由	平成25年度において新たな都市計画税課税区域の設定と課税を行ったことによる。			
29	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合 (森林組合)	検討	協議	→	→	→				目標	始良・伊佐地区の森林組合で合併について協議を行い、平成27年度までに方針を決定する。	林務水産課	27 (終了)
											終了理由	各々の森林組合がおかれている事情や現状から、現在は個々で体質強化を図っているところであり、3森林組合が早急に合併するメリット等が見いだせない状況にある。このことから、現時点では行政主導で3森林組合の合併を進めることは現実的ではないため、協議を終了するという方針を決定した。		
30	合併後調整項目の調整	公共的団体等の統合 (土地改良区)	検討	協議	→	方針決定					目標	国分土地改良区、宮内原土地改良区、隼人町錦土地改良区の3土地改良区の合併について、平成25年度までに方針を決定する。	耕地課	25 (終了)
											終了理由	土地改良区役員及び組合員から、合併に向けての懸念事項に対応できないことから現行の体制で事業運営を望む意見が多数あり、合併はしないという方針を決定した。		
31①	公の施設等のあり方検討	し尿処理場への指定管理者制度の導入(霧島市南部し尿処理場)	実施	準備	→	実施					目標	平成25年度より指定管理者制度を導入する。	衛生施設課	25
											達成理由	平成25年度当初から指定管理者制度の導入を実施することができた。		
31②	公の施設等のあり方検討	し尿処理場への指定管理者制度の導入(霧島市牧園・横川地区し尿処理場)	実施	準備	実施						目標	平成24年度より指定管理者制度を導入する。	衛生施設課	24
											達成理由	平成24年7月1日より指定管理者による管理、運営が開始されたため。		
32	公の施設等のあり方検討	霧島市公設地方卸売市場への指定管理者制度の導入	検討	協議	→	→	方針決定				目標	指定管理者制度導入の必要性について協議を行い、平成26年度に制度導入の可否について方針決定する。	農政畜産課	26 (終了)
											終了理由	指定管理者制度の導入の観点からだけでなく、本市の農業振興を図る上で、地方卸売市場に求められる役割や市場を必要としている農業者及び買受人が利用しやすい市場はどうあるべきかなど、地方卸売市場としてのあり方そのものを抜本的に検討するという方針を決定した。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由		
33	公の施設等のあり方検討	霧島市塩浸温泉龍馬公園への指定管理者制度の導入	実施	準備	実施					目標	平成24年度より指定管理者制度を導入する。	観光課	24
										達成理由	指定管理者制度により管理運営を実施したため。		
34	公の施設等のあり方検討	公営住宅への指定管理者制度の導入	検討	協議	→	→	方針決定			目標	指定管理者制度導入の必要性について協議を行い、平成26年度に制度導入の可否について方針決定する。	建築住宅課	26 27から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	平成27年3月に策定された霧島市公共施設管理計画も踏まえて市営住宅の総量適正化に努めながら、指定管理者制度を導入することを改めて決定した。		
35	公の施設等のあり方検討	公立保育園(12園)の民間委託等	検討	協議	方針決定					目標	公立保育園(12園)の民間委託等について、平成24年度中に方針を決定する。	保健福祉政策課 児童福祉課	24 25から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	平成24年7月に市としての方針を決定するとともに、同月「霧島市保健福祉施設民営化計画」を策定した。		
36	公の施設等のあり方検討	養護老人ホーム(3園)の民間委託等	検討	協議	方針決定					目標	公立養護老人ホーム(3園)の民間委託等について、平成24年度中に方針を決定する。	保健福祉政策課 長寿・障害福祉課	24 25から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	平成24年7月に市としての方針を決定するとともに、同月「霧島市保健福祉施設民営化計画」を策定した。		
37	公の施設等のあり方検討	地区公民館(26館)の管理運営の在り方についての調査・研究	検討	協議	→	→	→	方針決定		目標	26地区公民館の管理運営の方法について、平成27年度までに方針を決定する。	生涯学習課	27 28から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	霧島市自治公民館連絡協議会理事会において方針案の了承を得られたので、目標である地区公民館26館の管理運営の方法について方針を決定できた。		
38	事務事業のあり方検討	スクールバスの民間委託等	検討 → 実施	協議	→	→	方針決定	実施		目標	スクールバスについて路線ごとに運転業務委託を実施することを決定したことから、平成27年度から委託できる路線について随時、業務委託を行う。	教育総務課	27
										達成理由	スクールバスの運行委託を開始したため達成とした。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度	
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由			
40	公営企業等の経営基盤の強化	霧島市水道事業の適正な経営	実施	一部実施	実施						目標	「霧島市水道事業経営健全化計画」に基づき、公的資金補償金免除繰上償還を行うことで支出の抑制を図る。 H23:旧公営企業金融公庫(年利5.5%以上6.0%未満) H24:旧資金運用部資金(年利5.0%以上6.0%未満)	水道部管理課	24
											達成理由	公的資金補償金免除繰上償還の対象となる年利5%以上の企業債を全額償還したため。		
41	公営企業等の経営健全化	霧島市土地開発公社の経営健全化	実施	実施	→	→					目標	「霧島市土地開発公社経営健全化計画」に基づき、計画期間である平成21年度から平成25年度までの間に、民間資金の借入により取得した土地の年次的な再取得を進めるとともに、利用計画のない土地の民間売却等を図ることにより、長期保有土地の縮減等を促進する。	企画政策課	25
											達成理由	「霧島市土地開発公社経営健全化計画」の計画期間中に土地開発公社保有地の年次的な再取得等を行ってきた結果、民間資金の借入を解消することができた。また、利用計画のない土地の民間売却等を行い、長期保有土地の縮減に努めた結果、平成25年度で計画期間が満了となる同計画の当初の目的を概ね達成することができた。		
43	地域協働の推進	霧島市への移住定住の促進	実施	準備	実施						目標	平成24年度中に発起人12世帯で(仮称)「霧島大好き移住者の会」を設立するとともに、毎年2回程度の意見交換会を開催し、本市移住施策への提言や移住希望者へ自身の経験を踏まえた助言をしていただく。	共生協働推進課	24
											達成理由	平成23年度中に「霧島大好き移住者の会」も設立し、定期的な意見交換会を実施できる状況になったため。		
44①	公正の確保及び透明性の向上	入札制度の改善(条件付一般競争入札の適用範囲拡大)	実施	準備	一部実施	→	実施				目標	条件付一般競争入札の発注業種の金額の引き下げについて平成23年度に検討を行い、平成24年度から一部実施し、平成26年度に適用範囲の一部拡大を実施する。	工事契約検査課	26
											達成理由	条件付一般競争入札の適用範囲を見直した。(条件付一般競争入札の適用範囲を設計額1000万円以上から700万円以上へ拡大した。)		
44②	公正の確保及び透明性の向上	入札制度の改善(総合評価方式の拡充)	実施	準備	→	→	→	実施	→		目標	格付工種(造園工事を除く)における総合評価方式の評価基準等の策定を検討し、平成28年度から実施する。	工事契約検査課	28
											達成理由	評価基準等の策定及び実施対象となる条件等を決定したことにより、今後の継続的な実施につなげることができたため。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由		
45	参画機会の拡大	各種審議会等におけるクォータ制の推進	検討	準備	→	方針決定				目標	平成25年度中に、女性委員の登用促進に関する具体的施策について方針決定を行う。	企画政策課	25 26から 区分を [検討] ↓ [実施]
										達成理由	女性委員の登用促進に関する具体的施策の方針決定を受け、霧島市男女共同参画計画に掲げる女性委員の登用目標に向けた施策を実施するため。		
49	人材育成の推進	人材育成計画の見直し	実施	計画策定						目標	職員個々の政策形成能力・職務遂行能力の向上に計画的に取り組むため、平成23年度に新たな人材育成計画を策定する。	総務課	23
										達成理由	新たな計画が策定されたため。		
50	人材育成の推進	人事評価精度(能力評価)の人材育成への活用	実施	協議	→	→	実施	→		目標	平成23年度から能力評価の試行を行い、平成27年度から業績評価の試行を進めるとともに、評価結果を人材育成へ反映するための仕組みを構築し、人材育成への活用を図る。	総務課	27
										達成理由	平成26年度中に業績評価の構築を行い、平成27年度は業績評価の試行もできた。これにより、能力評価及び業績評価による人事評価結果を人材育成のツールの一つとして活用する環境が構築できたと考えられることから達成とした。		
51	電子自治体の推進による住民サービスの向上	基幹系業務システムの再構築	実施	構築	実施					目標	平成23年度にシステムを再構築し、平成24年度からの本稼働により事務効率の向上を図る。	情報政策課	23
										達成理由	平成24年4月1日からのシステム本稼働に向けた構築業務であり、新システムへの切り替えが終了したことから達成とした。		
53	経費全般にわたる見直し	公共工事のコスト縮減	実施	実施	→	→	→	→		目標	公共工事のコスト縮減を図るため、「霧島市公共事業コスト構造改善プログラム」に基づく、①事業の迅速化②計画・設計から管理までの各段階における最適化③維持管理の最適化④調達の最適化、を目指す。	工事契約検査課	27
										達成理由	霧島市公共事業コスト構造改善プログラム(平成23年度～平成27年度)に基づきコスト縮減を取り組み、また、同時に霧島市集中改革プラン(第2次/改定版)にも本取組を位置づけてコスト縮減を推進してきた。その結果、この5年間の取組で、コスト縮減の成果と、技術職員の意識改革を促す目的を達成できた。		

番号	方策	取組項目	区分	実施期間						目標（数値目標、実施年度、実施内容、計画期間等）		担当課等	達成年度	
				23	24	25	26	27	28	29	達成・終了の状況・理由			
56	新たな財源の確保	職員駐車場のあり方の見直し	検討	方針決定							目標	職員駐車場の使用料徴収が妥当であるかについて、平成23年度にその方針を決定する。	総務課	23 24から 区分を [検討] ↓ [実施]
											達成理由	職員駐車場の使用料徴収が妥当であるかについて、平成23年度に開催した検討会で有料化とする方針を決定したため、実施の方向で見直しを行う。		
58	公営企業等の経営基盤の強化	水道業務の一部民間委託	検討				方針決定				目標	平成26年度に水道業務の一部を民間に委託する方針を決定する。	管理課	26 27から 区分を [検討] ↓ [実施]
											達成理由	水道料金に関する業務を民間委託する方針を決定した。		

霧島市定員適正化計画

(第2次／改定版)

平成26年10月

霧島市

《目 次》

I	計画改定の目的	1
II	職員数の現状及び財政状況	1
1	職員数の削減状況	1
2	部門別職員数の推移及び職員年齢別構成	2
3	類似団体別職員数及び定員回帰指標との比較	4
4	財政状況	6
III	定員適正化の目標	7
1	計画期間	7
2	定員適正化の目標値	7
3	目標実現のための方策	8
4	計画の達成状況の公表	8

I 計画改定の目的

霧島市では、行政改革を着実に進めるために霧島市行政改革大綱（第2次）（以下「大綱」という。）を平成23年3月に定め、積極的に行政改革を進めてきました。また、大綱に基づき、平成23年3月に霧島市定員適正化計画（第2次）を策定し、そのなかで平成23年4月1日から平成28年4月1日までに職員数を86人削減する目標を掲げ、職員数の適正管理に努めてきました。その結果、平成26年4月1日時点で、目標1,163人に対し実績1,153人となり、目標を上回るペースで現在までに66人の削減を達成しています。

しかしながら、行政を取り巻く情勢は、国や地方の財政状況の悪化や少子高齢化の進展など多くの分野で依然厳しいものとなっています。そのため、今後も引き続き行政改革の推進が必要であることから、今回、5年間を計画期間としていたこれまでの「霧島市行政改革大綱（第2次）」の基本方針を継承しつつ現状に即した見直しを行うとともに、第一次霧島市総合計画の計画期間（平成20年度～平成29年度）と整合を図るため、計画期間を平成29年度まで2年間延長した「霧島市行政改革大綱（第2次／改定版）」の趣旨を踏まえ、平成30年4月1日における職員数の目標を示し、さらなる定員適正化を図るものです。

II 職員数の現状及び財政状況

1 職員数の削減状況

平成23年4月1日から平成26年4月1日までににおいて、職員数は66人（合併時から278人）の減となり、目標を上回る削減数となっています。

なお、前計画期間（平成18年4月1日から平成23年4月1日まで）においては、職員数は189人（合併時から212人）の減となっています。

■ 職員数の削減状況（平成23～26年度）（単位：人）

年 度		平成23	平成24	平成25	平成26	年度合計
4月1日の 総職員数	目標	-	1,201	1,175	1,163	-
	実績	1,219	1,207	1,168	1,153	-
	増減数	-	▲ 12	▲ 39	▲ 15	▲ 66
消防除く	目標	-	1,020	994	982	-
	実績	1,044	1,027	987	972	-
	増減数	-	▲ 17	▲ 40	▲ 15	▲ 72
消防	目標	-	181	181	181	-
	実績	175	180	181	181	-
	増減数	-	5	1	0	6

■ 参考 職員数の削減状況（平成18～23年度）（単位：人）

年 度		平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	年度合計
4月1日の 総職員数	目標	-	1,401	1,369	1,329	1,302	1,268	-
	実績	1,408	1,373	1,324	1,268	1,243	1,219	-
	増減数	-	▲ 35	▲ 49	▲ 56	▲ 25	▲ 24	▲ 189
消防除く	目標	-	1,225	1,193	1,153	1,126	1,092	-
	実績	1,232	1,197	1,148	1,096	1,067	1,044	-
	増減数	-	▲ 35	▲ 49	▲ 52	▲ 29	▲ 23	▲ 188
消防	目標	-	176	176	176	176	176	-
	実績	176	176	176	172	176	175	-
	増減数	-	0	0	▲ 4	4	▲ 1	▲ 1

2 部門別職員数の推移及び職員年齢別構成

本市の平成26年度当初における部門別職員数は、一般行政部門696人、特別行政部門384人、公営企業等会計部門（病院事業、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び温泉供給事業）73人となっています。

なお、平成18年度から26年度までの職員数の推移及び平成26、18年度当初の職員年齢別構成は、次のとおりです。

■ 部門別職員数の推移

(単位：人)

部 門		年 度	職 員 数 (4月1日現在)								
			平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
普通会計	一般行政部門	議会	11	10	10	10	9	9	9	9	8
		総務	281	253	243	234	215	207	201	195	194
		税務	72	77	72	67	66	63	63	63	63
		民生	172	166	160	154	153	149	145	138	138
		衛生	86	92	93	89	87	86	84	75	72
		労働	0	0	0	0	0				
		農林水産	97	98	91	92	94	96	92	88	92
		商工	27	34	32	33	31	33	32	35	31
		土木	135	130	125	112	109	108	111	101	98
		一般行政計	881	860	826	791	764	751	737	704	696
	特別行政部門	教育	266	256	242	229	227	217	215	210	203
		消防	176	176	176	172	176	175	180	181	181
		特別行政計	442	432	418	401	403	392	395	391	384
	普通会計計		1,323	1,292	1,244	1,192	1,167	1,143	1,132	1,095	1,080
部門	公営企業等会計	病院	3	3	2	2	2	2	1	1	1
		水道	39	39	38	36	36	36	35	34	34
		下水道	15	14	14	14	14	14	15	14	14
		その他	28	25	26	24	24	24	24	24	24
		公営企業等会計部門計	85	81	80	76	76	76	75	73	73
総合計（消防除く）		1,232	1,197	1,148	1,096	1,067	1,044	1,027	987	972	
総合計		1,408	1,373	1,324	1,268	1,243	1,219	1,207	1,168	1,153	

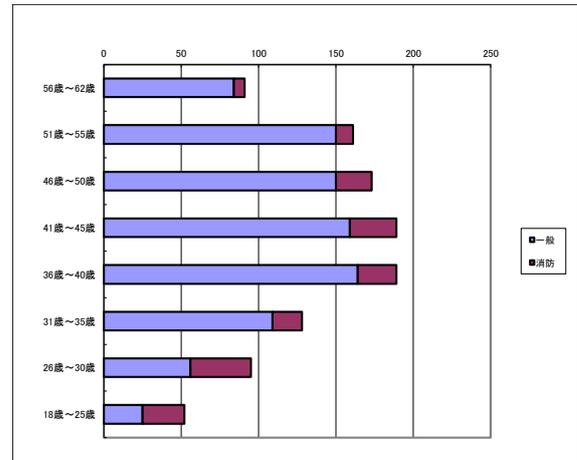
※ 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び温泉供給事業の職員数です。

■ 職員年齢別構成

H26. 4. 1現在

区 分	消防除く		消 防		合 計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
56歳～62歳	84	9.4	7	4.0	91	7.8
51歳～55歳	150	16.7	11	6.3	161	13.7
46歳～50歳	150	17.7	23	13.1	173	14.8
41歳～45歳	159	17.7	30	17.0	189	16.1
36歳～40歳	164	18.3	25	14.2	189	16.1
31歳～35歳	109	12.2	19	10.8	128	10.9
26歳～30歳	56	6.2	39	22.2	95	8.1
18歳～25歳	25	2.8	27	15.3	52	4.4
合 計	897	100.0	181	102.8	1,078	100.0

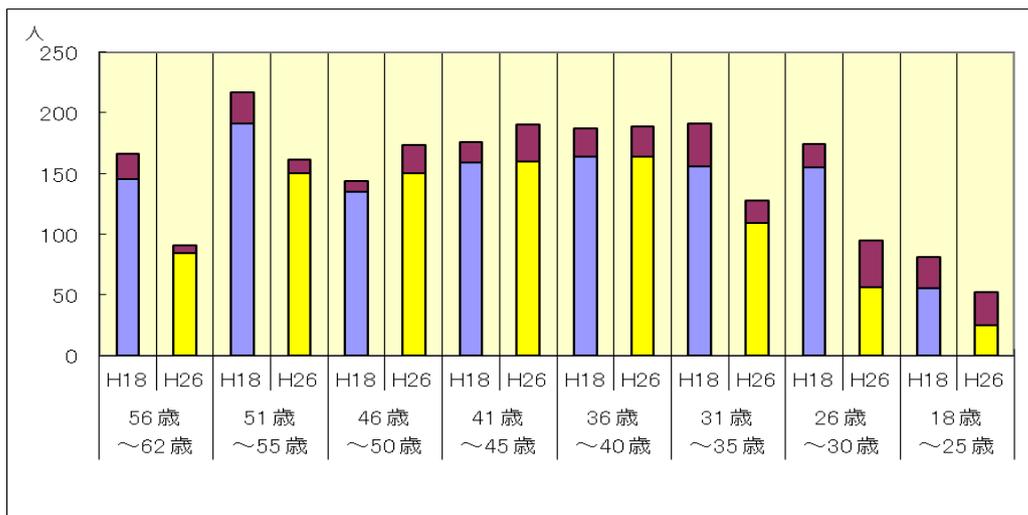
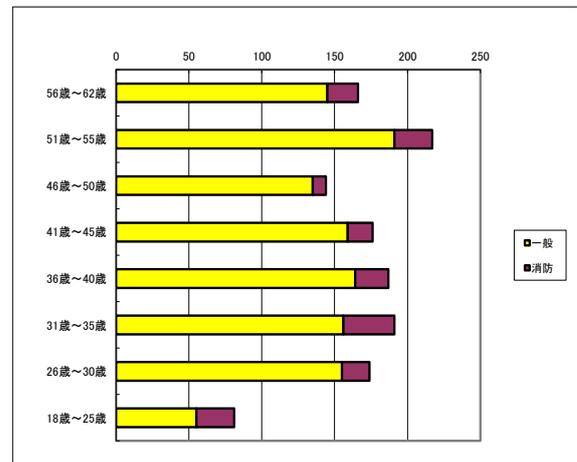
※ 教育長、県警からの出向、中央高校教員等を除く。



H18. 4. 1現在

区 分	消防除く		消 防		合 計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
56歳～62歳	145	12.5	21	11.9	166	14.2
51歳～55歳	191	16.5	26	14.8	217	18.5
46歳～50歳	135	13.7	9	5.1	144	12.3
41歳～45歳	159	13.7	17	9.7	176	15.0
36歳～40歳	164	14.1	23	13.1	187	16.0
31歳～35歳	156	13.4	35	19.9	191	16.3
26歳～30歳	155	13.4	19	10.8	174	14.9
18歳～25歳	55	4.7	26	14.8	81	6.9
合 計	1,160	100.0	176	100.0	1,336	100.0

※ 教育長、県警からの出向、中央高校教員等を除く。



3 類似団体別職員数及び定員回帰指標との比較

(1) 類似団体別職員数との比較

類似団体別職員数と本市の平成25年度当初の職員を比較すると、単純値で275人（超過率25.1パーセント）、修正値で170人（超過率15.5パーセント）といずれも超過している状況であり、今後も職員数を削減する必要があります。ただし、類似団体別職員数には面積要件が加味されておらず、霧島市の面積（603.15平方キロメートル）は、類似団体の面積の平均（241.25平方キロメートル）に比べ広いことから、このことを踏まえて判断する必要があります。

■ 類似団体別職員数との部門別比較（H25.4.1現在）（単位：人，％）

部門	職員数 H25.4.1	類似団体別職員数との比較					
		単純値			修正値		
		試算値	超過数	超過率	試算値	超過数	超過率
議 会	9	8	1	11.1	8	1	11.1
総 務	195	160	35	17.9	163	32	16.4
税 務	63	51	12	19.0	51	12	19.0
民 生	138	176	▲ 38	▲ 27.5	166	▲ 28	▲ 20.3
衛 生	75	74	1	1.3	61	14	18.7
労 働		2	▲ 2	—		0	—
農林水産	88	29	59	67.0	34	54	61.4
商 工	35	17	18	51.4	18	17	48.6
土 木	101	84	17	16.8	89	12	11.9
一般行政計	704	601	103	14.6	590	114	16.2
教 育	210	131	79	37.6	181	29	13.8
消 防	181	87	94	51.9	154	27	14.9
普通会計計	1,095	820	275	25.1	925	170	15.5

※1 類似団体別職員数とは、総務省が定員回帰指標とともに示しているもので、人口と産業構造をもとにグループ分けし、その平均値をもとにグループごとに、人口1万人当たりの職員数を部門別に算出し、指標としています。具体的には部門ごとに各類型の全体の単純な平均値（単純値）と、その部門に職員を配置している団体だけの平均値（修正値）を算出します。本市は、人口10万人以上15万人未満、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次95パーセント未満かつⅢ次55パーセント以上というグループに区分され、平成25年度においては全国では85市が、県内では鹿屋市が属しています。

※2 類似団体職員数は、指数により算出するため、各部門の人数と計は一致しません。

(2) 定員回帰指標との比較

定員回帰指標と本市の平成26年度当初の職員を比較すると、26人（超過率2.4パーセント）超過している状況であり、本計画策定当初の平成21年4月1日現在（88人超過、超過率7.3パーセント）と比較すると改善が見られますが、今後も職員数を削減する必要があります。

■ 定員回帰指標との比較（H26.4.1現在）

（単位：人，％）

	霧島市	定員回帰指標	超過数	超過率
普通会計職員数	1,089	1,063	26	2.4

※1 定員回帰指標とは、総務省が従来の定員の適正化の指標としての定員モデル（H19年度まで）に代えて新たな定員管理指標として示しているものです。地方公共団体の職員数は、立地条件や社会経済条件、法令による権能など、様々な行政要因などから、画一的に定めることが困難であることから、この指標によって、人口と面積からなる基本的な要素に、市町村合併の有無や一部事務組合などにおける共同処理の業務を加味して、普通会計における平均的な水準との単純な比較を行うものです。

※2 普通会計職員数には、教育長と再任用職員を含みます。霧島市の内訳は、市の職員数1,080人と一部事務組合等の相当職員数9人です。

※3 定員回帰指標は、平成26年4月1日現在の人口と面積により算出しています。

4 財政状況

本市の財政状況においては、平成24年度決算で自主財源比率が38.4パーセントと、全国の類似団体の49.6パーセント（平成24年度決算）と比較しても低く、依然として地方交付税等の依存財源に頼っているのが現状であり、自主財源の確保に努めることが今後の財政運営における重要な課題となっています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率においては、通常70パーセントから80パーセントに分布することが標準的とされますが、本市においては平成24年度決算において、86.0パーセント（類似団体の平成24年度決算では、90.3パーセント）と高い水準となっていることから、今後より一層の経常的経費の節減、合理化に努めるとともに、経常的一般財源の確保に努め、長期的視野に立脚した計画的かつ安定的な財政運営に努める必要があります。

さらに予算規模の比較では、平成25年度類似団体の一般会計当初予算の平均が約443億円であるのに対し、霧島市は約530億円であり、約87億円超過している状況です。

一方、平成17年度に合併した本市においては、普通交付税における合併算定替による増加措置が平成28年度から徐々に減少し、平成32年度には終了することとなっており、平成33年度時点での普通交付税額は、国の特別枠を考慮しない場合、平成27年度に比較し約40億円減少する見込みです。

このようなことから、経費全般を適正に縮減していくことが「持続可能な健全財政」構築の必須条件であり、一般財源の占める割合が大きい人件費においても、職員数の削減を引き続き実施し、経費全般の削減に取り組む必要があります。

Ⅲ 定員適正化の目標

1 計画期間

本定員適正化計画の計画期間は、平成23年4月1日から平成30年4月1日までとします。

2 定員適正化の目標値

本市の職員数と総務省の類似団体別職員数及び定員回帰指標を比較すると、本市の職員数はいずれの指標においても超過している状況です。また、新市まちづくり計画における合併10年間で職員を20パーセント削減する方針、さらに本市の財政状況も踏まえ、平成26年4月1日現在の職員数1,153人を、平成29年度までの4年間で43人削減し、平成30年4月1日現在の職員数を合併時点からの削減率22.4パーセントに当たる1,110人とします。ただし、消防に関しては、消防力の整備水準を考慮して現在の定員を維持します。

■ 今後の職員数の見込み

(単位：人)

区 分 \ 年 度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	年度合計
4月1日の総職員数	1,153	1,141	1,129	1,119	1,110	-
消防・高校除く	912	900	888	878	869	-
消防	181	181	181	181	181	-
中央高校教員	60	60	60	60	60	-
退職見込み数	24	26	21	19	-	90
消防除く	22	22	20	19	-	83
消防	2	4	1	0	-	7
次年度採用予定数	12	14	11	10	-	47
消防除く	10	10	10	10	-	40
消防	2	4	1	0	-	7
対前年度比較	-	▲ 12	▲ 12	▲ 10	▲ 9	▲ 43
消防除く	-	▲ 12	▲ 12	▲ 10	▲ 9	▲ 43
消防	-	0	0	0	0	0

※ 計画の進行に当たっては、勧奨退職制度も活用しながら定員の適正化に努めますが、勧奨退職等により退職者数が増加した場合、次年度採用予定数が増加する場合があります。

3 目標実現のための方策

職員の定員適正化を進めるに当たって、各部・課に配属される職員数は減少することとなります。そのため、職員数の削減に併せて組織や事務の合理化に努め、平成24年3月に策定した霧島市人材育成計画（第2次）などの他計画との整合性を図りながら、住民サービスを低下させないための取組も進めていきます。一方、厳しい財政状況の中、効果的で効率的な行政経営を進めるため、積極的な民間委託等の推進や事務補佐員の業務の繁閑に応じた適正配置にも取り組みます。

4 計画の達成状況の公表

この計画における目標の達成状況については、地方公務員法第58条の2の規定により毎年行われる「給与等の公表」において、その内容を広報誌や市ホームページ等に公表します。